

史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画

素 案

令和 4 年 6 月 1 日
第 1 回委員会用（第 1～4 章）

令和●年●月

仙台市教育委員会

序 文

郡山遺跡は、文献史料に残らなかった遺跡であったため、発掘調査の積み重ねによりその歴史的価値を高めてきた遺跡です。それは、昭和54年の宅地造成に伴う調査で、官衙（役所）の存在を示す建物跡などの遺構が発見されたことに始まります。その後、昭和55年から継続的な調査を開始し、その成果により、東北の古代史を書き換えることになりました。この遺跡は2つの時期の官衙（I期官衙・II期官衙）に分かれており、特に後半のII期官衙は、多賀城創建以前の陸奥国府であったことが解明されました。地方官衙としては、我が国でも最古段階の重要な遺跡であることが明らかになったのです。

こうした調査成果を踏まえ、遺跡の中でも特に重要と判断した官衙中枢部について、次世代に伝えるべき意義ある重要な遺跡であるという見地から、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」として平成18年7月に国史跡指定を受けました。

今回策定した保存活用計画は、貴重な本史跡を地域の皆様のご理解・ご協力をいただきながら適切に保存・管理し、整備・活用するための基本的な方針を示したものです。本計画の策定にあつては、市民の皆様からのご意見や、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会の各委員をはじめ、文化庁及び宮城県教育庁文化財課より多くのご指導・ご助言をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

本計画によって、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」の価値をより多くの市民の皆様に知っていただき、広く親しまれる史跡となる一助となれば幸いです。

令和●年●月

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

例　　言

1. 本計画は、宮城県仙台市太白区に所在する、国史跡仙台郡山官衙遺跡群の保存活用計画に係るものである。
2. 本史跡の名称は、『仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡（せんだいこおりやまかんがいせきぐん こおりやまかんがいせき こおりやまはいじあと）』であるが、本文中においては、「仙台郡山官衙遺跡群」と略して記載している。
3. 史跡地は郡山遺跡の全域ではなく部分的に指定したものであるため、遺跡全体の範囲や規模、過去の調査履歴等について記述する際には「郡山遺跡」の名称を隨時使用している。
4. 本計画は、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会を中心に、文化庁及び宮城県教育庁文化財課の指導・助言のもと、仙台市教育委員会が作成した。
5. 本計画は、原案を仙台市教育委員会が立案し、それに基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会において検討を加え作成した。
6. 本計画全体の編集については、仙台市教育委員会生涯学習部文化財課が当たった。
7. 遺構の略称は次のとおりで、遺構番号は郡山遺跡全体の通しNo.である。
S A : 柱列などの埠跡　　S B : 建物跡　　S D : 溝跡　　S I : 竪穴住居跡、竪穴建物跡
S X : その他の遺構

目 次

序文

例言

【本文目次】

第1章 計画策定の目的

1 策定の必要性
2 目的
3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告
(1)委員会委員等名簿
(2)委員会活動状況
(3)パブリックコメントの実施
4 計画の構成と内容
5 計画の期間
6 計画の対象範囲

第2章 仙台市の概要

1 地勢・気候
2 仙台市の文化財

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

1 指定の概要
(1)指定に至る経緯
(2)指定概要(指定範囲図・指定告示・指定説明)
(3)管理団体
2 位置と現況
3 発掘調査の成果
(1)調査に至る経緯
(2)調査成果のまとめ
4 文化財保護法以外の法令による規制・開発の状況及び関連する計画

第4章 仙台郡山官衙遺跡群の価値と本計画の基本理念

1 本質的価値
2 本計画の基本理念
3 史跡を構成する要素
(1)史跡を構成する諸要素
(2)史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

第5章 保存・管理

1 保存管理の基本方針
2 保存管理の現状・課題
3 保存管理の方向性

4	保存管理の方法
(1)	指定地
(2)	将来指定を目指す範囲
(3)	周辺の官衙域
(4)	その他の地域
5	現状変更等の取扱い基準
(1)	指定地
(2)	将来指定を目指す範囲, 周辺の官衙域, その他の地域
6	公有化の方針
7	追加指定

第6章 活用

1	活用の基本方針
2	活用の現状・課題
3	活用の方向性
(1)	遺跡ネットワーク化のなかの郡山遺跡
(2)	学校や市民との多面的な連携
4	活用の方法
(1)	「古代体験」の場の創出
(2)	学校教育における「自然環境や文化財を活用した体験学習の場」の創出
(3)	市民参画の活用・管理運営
(4)	地域と連携した活用
(5)	多面的な媒体による情報発信

第7章 整備

1	整備の基本方針
2	整備の現状・課題
3	整備の方向性
(1)	東北古代史は郡山遺跡からはじまる
(2)	市民の憩いの場としての郡山遺跡
4	整備の方法
(1)	史跡の公開
(2)	市民が憩う歴史公園の整備史跡の公開
5	整備の実施期間

第8章 運営及び体制整備

1	運営・体制整備の基本方針
2	運営・体制整備の現状・課題
3	運営・体制整備の方向性
(1)	行政関係部局間の連携強化
(2)	専門的知識の活用
(3)	地域住民及び市民・利用者の参画

4 運営・体制整備の方法

- (1) 関係機関の連携強化
- (2) 整備計画策定委員会の設置
- (3) 地域住民及び市民・利用者参画体制の強化

第9章 施策の実施計画と評価方法

- 1 実施計画
- 2 評価方法

【資料】

- 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱
- 史跡内土地台帳
- 郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧
- 引用・参考文献

【挿図目次】

第1章

第1図

第2図

第章

第3図

第4図

第5図

第6図

第7図

第8図

第9図

第10図

第11図

第章

第12図

第13図

第14図

第15図

第章

第16図

【表目次】

第 章	
第 表
第 章	
第 表
第 表

【写真図版】

○写真 1
○写真 2
○写真 3
○写真 4
○写真 5
○写真 6
○写真 7
○写真 8
○写真 9
○写真 10
○写真
○写真

第1章 計画策定の目的

1 策定の必要性

郡山遺跡は、仙台市太白区郡山二丁目、三丁目、五丁目、六丁目に広がる住宅地の中にある。昭和50年代中頃までは農地が多い地区だったこともあり、比較的良好に遺構が保存されてきたが、近年は遺跡西側の隣接地での開発が急激に進んでいる。平成19(2007)年には「あすと長町」の街びらきが行われ、あすと長町大通り線と長町八木山線の一部で供用が開始された。平成25(2013)年に「仙台市あすと長町地区画整理事業」が完了してからは、仙台市立病院の移転や大型商業施設の開店など、仙台の副都心として施設の集積が進むとともに、転入人口の増加や地域住民の世代交代が急速に進行している。

その間郡山遺跡では、平成18(2006)年7月、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重な遺跡としてその一部が国の史跡として指定を受け、平成20年3月には「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」を策定した。また平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、文化財を活用しながら適切に保存する新たな方向性が示されるとともに、保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化され「地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の促進」が打ち出された。

こうした史跡地周辺における開発行為の進展や社会情勢の変化を受けて、改めて本史跡の保存活用について市民および関係各所の理解を得ることが重要となり、保存活用計画を策定する必要性が高まった。また、保存管理計画策定から10年以上が経過したこともあり、今後の仙台郡山官衙遺跡群の保存活用に関する基本的な計画を示す必要性があることから、本計画を策定することとなった。

2 目的

本計画は、仙台郡山官衙遺跡群を適切に保存管理し、整備活用していくための指針を示すものである。

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を改めて確認した上で、保存・管理・活用・整備等に係る理想的な将来像を提示し、市民および関係各所と共有することで、本史跡の価値を高め後世へ確実に継承していくための基本的な方針を示すことを目的とする。

また、地域住民をはじめ、仙台市民にとって郷土の誇りとして広く親しまれ、仙台市が目指す都市の姿として示している、歴史資産を通じた「学びと実践の機会があふれるまち」や「杜の恵みと共に暮らすまち」（「仙台市基本計画2021-2023」P50・51・52・71参照）が実現するような保存と活用を図るための基本となる計画とする。

併せて、「仙台・東北に世界中から人を呼び込む」（同計画P27参照）ができるように、本史跡の魅力が世界に発信されるような保存・管理・活用・整備等の方法を考えるための計画とする。

3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告

計画策定にあたり、学識経験者等で構成される「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り検討を行った。委員等の構成と委員会開催の状況については次のとおりである。

(1) 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 委員等名簿(令和●年●月現在・敬称略)

役職名	氏 名	現 職
委員長	永田 英明	東北学院大学文学部歴史学科 教授
副委員長	渡部 育子	秋田大学 名誉教授
委 員	荒木 志伸	山形大学学士課程基盤教育機構 准教授
委 員	伊藤 恵子	仙台市立富沢小学校 校長
委 員	北野 博司	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科 教授
委 員	黒田 乃生	筑波大学芸術系 教授
委 員	菅原 玲	東北工業大学地域連携センター 主任
委 員	松 公男	郡山矢来町内会 会長
委 員	三上 喜孝	国立歴史民俗博物館 教授
委 員	吉田 歓	山形県立米沢女子短期大学 教授
助言者		文化庁文化財第二課調査官
助言者		宮城県教育庁文化財課

(2) 委員会活動状況

回 数	開 催 日	内 容
第1回	令和4年6月1日（水）	①保存活用計画（素案）第1章～第4章の検討 ②現地踏査
第2回	令和4年9月	①保存活用計画（素案）第5章～第9章の検討 ②前回検討分の修正案について
第3回	令和5年1月	保存活用計画（修正案）について
第4回	令和5年5月	保存活用計画（中間案）について
第5回	令和5年9月	保存活用計画（最終案）について

(3) パブリックコメントの実施

令和●年●月●日～●月●日(●日間)に●●案のパブリックコメントを実施した。

①周知方法

市政だより、仙台市ホームページ・仙台市教育委員会ホームページへの掲載。

市政情報センター、区役所・総合支所、仙台市博物館、地底の森ミュージアム、歴史民俗資料館、陸奥国分寺・国分尼寺跡ガイダンス施設等にて配布・閲覧。

②意見聴取方法

郵送、ファックス、電子メールによる提出

③意見提出件数

●件(個人●件、団体●件)

④意見の内容

意見の概要とその対応については、仙台市ホームページで公開している。

(ホームページアドレス)

<http://www.city.sendai.jp/●●●●●●>

4 計画の構成と内容

- (1) 本計画は市民及び関係機関を対象に、史跡の保存管理・整備活用の基本方針を示すものとする。
- (2) 保存管理は、これまでの発掘調査の成果と現在の土地所有状況を踏まえて地区区分し、地区ごとにその方針を定めるものとする。
- (3) 整備活用の具体的な計画は、本計画をもとに別途定めるものとする。

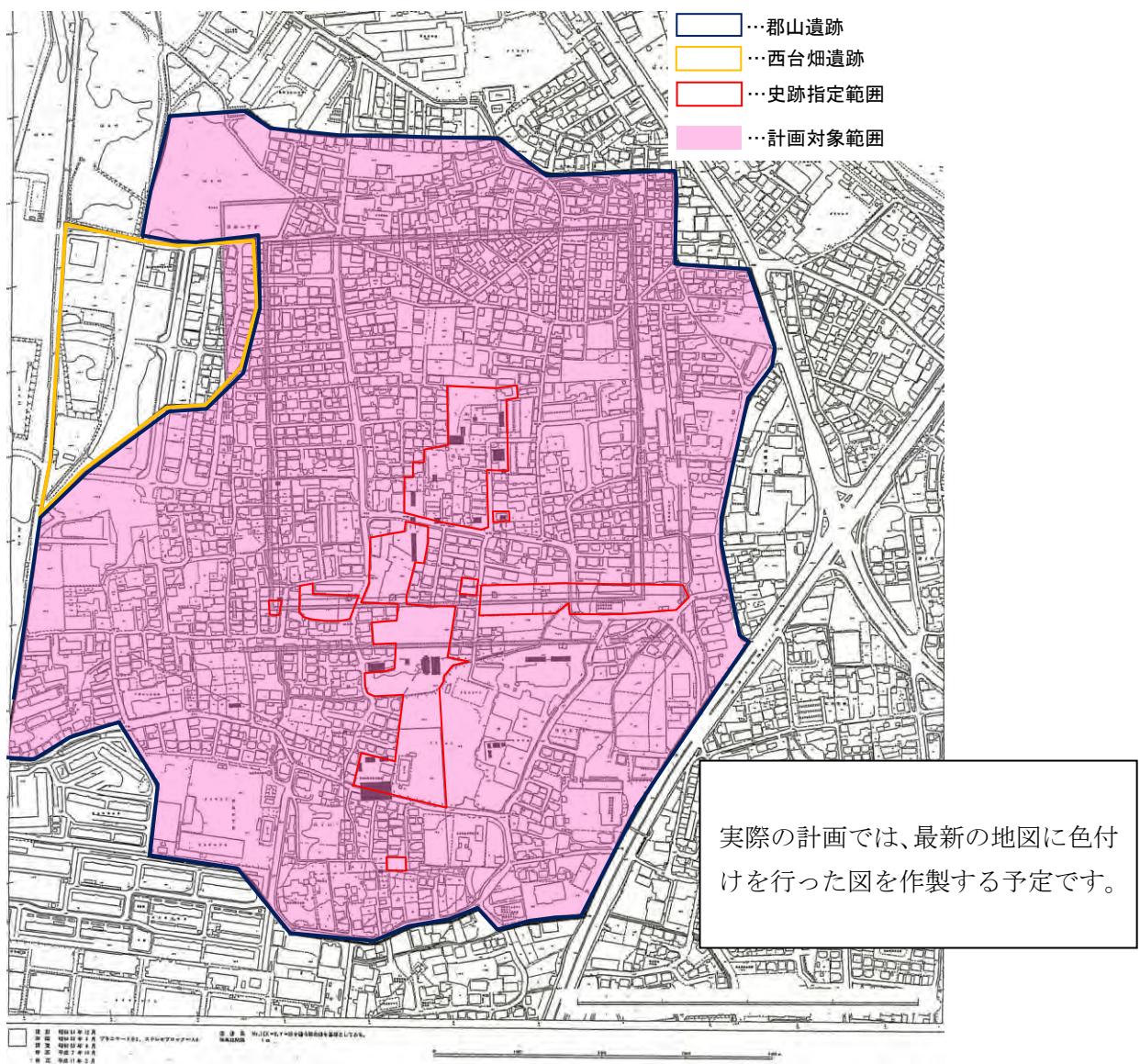
5 計画の期間

本計画は、現在の社会状況を踏まえてのものである。したがって、今後の社会状況の変化や史跡の保存、整備活用事業の進展に応じ見直しを図るものとする。そこで、本計画の期間は令和6年度～25年度の20年間とする。その後は社会環境の変化や調査研究の進展に応じて修正を加え、内容の充実を図る。

6 計画の対象範囲

史跡仙台郡山官衙遺跡群は、周知の埋蔵文化財包蔵地(=遺跡)である郡山遺跡のうち、飛鳥～奈良時代の官衙(役所)・寺院跡の中核部を史跡指定したものであり、史跡指定範囲の周辺にも官衙の範囲や、関連遺構の分布が広がっている。

そのため、本計画では史跡指定範囲を中心に、郡山遺跡の範囲および、隣接する西台畠遺跡のうち、現時点で官衙を構成する遺構の存在が想定される範囲を対象範囲とする。



第 図 計画の対象範囲



写真● 航空写真(平成 21 年・東から撮影)

第2章 仙台市の概要

仙台市は、宮城県の中央部に位置し、明治22年の市制施行以来、7回にわたって周辺市町村を編入し、現在の総面積は約786 km²で、政令指定都市の中では浜松市、静岡市、札幌市、広島市、京都市に次ぐ第6位の広さになっている。また推計人口は、1,097,294人（令和3年5月1日現在）で、東北の中枢都市として発展を続けている。

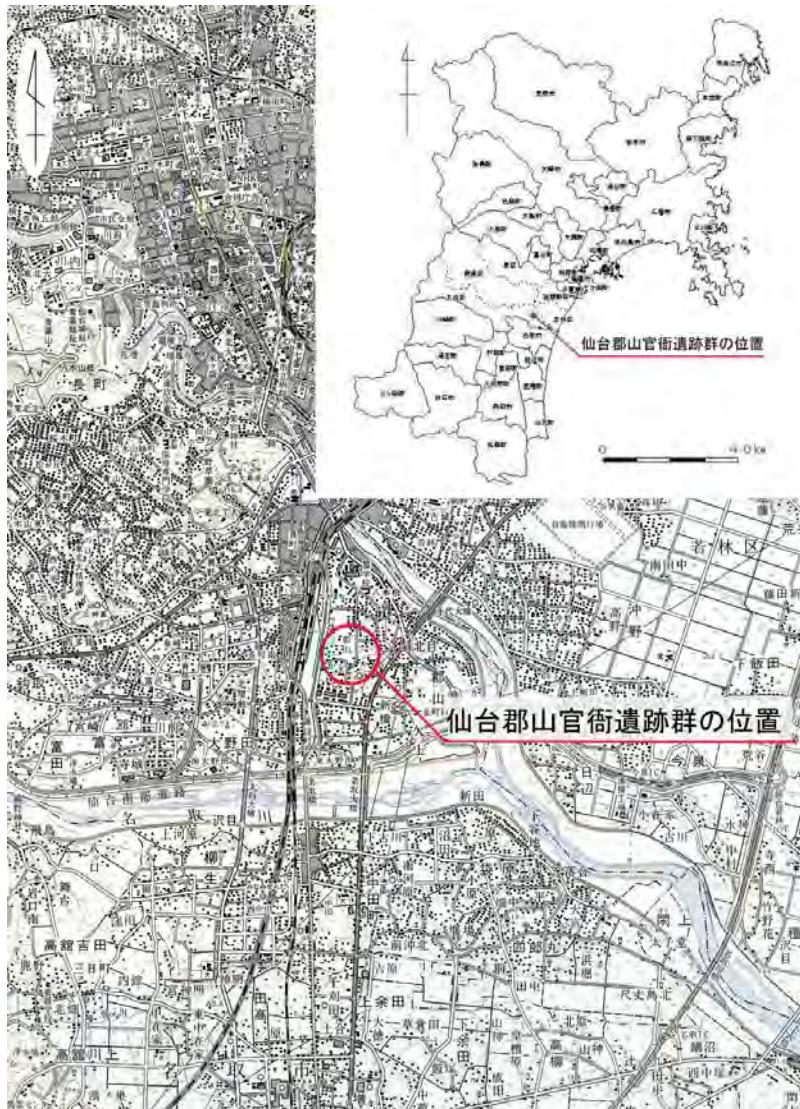
※刊行時 最新のデータに更新

1 地勢・気候

市域の北端から西端にかけて、東北地方の脊梁と言われる奥羽山脈が走り、市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高1,500m）をはじめ、標高1,000m級の山並みが連なっている。その東には、広い丘陵地が続き、その間を七北田川、広瀬川、名取川が東流して太平洋に注ぎ、これら3河川の堆積によって形成された平野が丘陵地の東側に広がっている。中流域には河岸台地や段丘が発達し、これらと丘陵地の一部は主として市街地、西部の山地と丘陵地は山林、東部の低地は主に農耕地となっている。

気候は、太平洋に面した海洋性気候のため、寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために、積雪も少ない特徴がある。過去10年間（2010～2019年）の記録では、年平均気温が13.2℃（最高37.3℃、最低-7.4℃）、平均年間合計降水量は1,281.1mmとなっている。

仙台郡山官衙遺跡群がある太白区は、市の南部に位置し、東は太平洋、西は山形県境と接し、名取川に沿って東西に帯状に延びている。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平19東複第224号）

第 図 仙台市と仙台郡山官衙遺跡群の位置

2 仙台市の文化財

仙台市内には、国指定文化財をはじめ多くの指定文化財がある。国指定史跡としては、大正 11 年に指定された奈良時代建立の陸奥国分寺跡をはじめ、古墳時代の遠見塚古墳、奈良時代の陸奥国分尼寺跡、中世の岩切城跡、近世の林子平墓、仙台城跡などがあり、仙台郡山官衙遺跡群は市内 7 番目の史跡として指定されたものである。

これらの史跡は、約 3 万年前の旧石器時代からはじまる仙台の歴史を物語る上で、各々の時代を代表する遺跡であり、なかでも仙台郡山官衙遺跡群は今から約 1300 年前の飛鳥時代の仙台平野を語る上で欠くことのできない遺跡として位置付けられる。以下に国指定文化財等を示す。

第 1 表 仙台市内の主な文化財

【国指定文化財】			
種類	名称	所在地	指定年月日
史跡	陸奥国分寺跡(第 2 図⑬)	若林区木ノ下二丁目,三丁目	大正 11 年 10 月 12 日
	陸奥国分尼寺跡(第 2 図⑭)	若林区白萩町	昭和 23 年 12 月 18 日
	林子平墓(第 2 図⑦)	青葉区子平町	昭和 17 年 7 月 21 日
	遠見塚古墳(第 2 図⑮)	若林区遠見塚一丁目ほか	昭和 43 年 11 月 8 日
	岩切城跡(第 2 図⑧)	宮城野区岩切字入山ほか	昭和 57 年 8 月 23 日
	仙台城跡(第 2 図⑤)	青葉区荒巻字青葉無番地ほか	平成 15 年 8 月 27 日
	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡 (第 2 図①)	太白区郡山二丁目,三丁目, 五丁目,六丁目	平成 18 年 7 月 28 日
名勝	秋保大滝	太白区秋保町馬場字大滝	昭和 17 年 3 月 7 日
	磐司	太白区秋保町馬場字岳山	昭和 20 年 2 月 22 日
天然記念物	ニホンカモシカ	地域を定めず指定	昭和 30 年 2 月 15 日
	苦竹のイチョウ	宮城野区銀杏町	大正 15 年 10 月 20 日
	朝鮮ウメ	若林区古城二丁目	昭和 17 年 9 月 19 日
	青葉山	青葉区荒巻字青葉	昭和 47 年 7 月 11 日
	姉滝	太白区秋保町馬場字岳山	昭和 9 年 8 月 9 日
	東昌寺のマルミガヤ	青葉区青葉町	平成 7 年 3 月 20 日
	国宝 大崎八幡宮 本殿 石の間 拝殿 附棟札 1 枚	青葉区八幡町四丁目	明治 36 年 4 月 15 日
有形文化財	大崎八幡宮長床	青葉区八幡町四丁目	昭和 41 年 6 月 11 日
	陸奥国分寺薬師堂 附厨子 1 基・棟札 1 枚	若林区木ノ下三丁目	明治 36 年 4 月 15 日
	東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・随身門 附 厨子 1 基・棟札 1 枚・石燈籠 34 基	青葉区東照宮一丁目	昭和 28 年 3 月 31 日
	木造釈迦如来立像	青葉区八幡四丁目	明治 36 年 4 月 15 日
	太刀	青葉区川内亀岡町	大正 3 年 4 月 17 日
	小紋染胴服	青葉区川内(三の丸跡)	昭和 53 年 6 月 15 日
	黒漆五枚胴具足 兜・小具足付(伊達政宗所用) 附 黒糸紗地裾緋糸紗山形文陣羽織 1 領 旗 1 旒	青葉区川内(三の丸跡)	昭和 54 年 6 月 6 日
	銀伊予札白糸威胴丸具足 兜・小具足付	青葉区川内(三の丸跡)	昭和 54 年 6 月 6 日
	帶(三沢初子所用) 附 総鹿子裂 2 枚入日記(正徳 2 年 4 月) 1 通	青葉区川内(三の丸跡)	平成 3 年 6 月 21 日
	国宝 類聚国史 卷第二十五	青葉区川内	昭和 27 年 11 月 22 日
	国宝 史記(孝文本紀 第十)	青葉区川内	昭和 27 年 11 月 22 日
	塵芥集	青葉区川内(三の丸跡)	平成 15 年 5 月 29 日
	埴輪甲 壁輪家残闕 壁輪円筒	青葉区片平二丁目	昭和 34 年 6 月 27 日
	陸前国沼津貝塚出土品	青葉区片平二丁目	昭和 38 年 7 月 1 日
	国宝 慶長遣欧使節関係資料	青葉区川内(三の丸跡)	平成 13 年 6 月 22 日
	坤輿萬図全図(版本) 附 坤輿萬図全図(着色)	泉区紫山一丁目	平成 2 年 6 月 29 日
無形文化財	精好仙台平	太白区根岸	平成 14 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	秋保の田植踊	太白区秋保町湯元,長袋,馬場	昭和 51 年 5 月 4 日
【主な市指定史跡】			
種類	名称	所在地	指定年月日
善応寺横穴古墳群(第 2 図⑫)	宮城野区燕沢二丁目	昭和 43 年 2 月 15 日	
経ヶ峯伊達家墓所(第 2 図④)	青葉区靈屋下	昭和 59 年 7 月 21 日	
郷六城跡(第 2 図⑥)	青葉区郷六	昭和 50 年 12 月 11 日	

【主な市指定史跡】		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松森焰硝蔵跡(第2図⑩)	泉区南光台東二丁目	昭和 62 年 5 月 1 日
東光寺の石窟群域・西平場(第2図⑨)	宮城野区岩切字入山	平成 18 年 1 月 17 日
【その他の主な遺跡】		
名 称	所 在 地	
富沢遺跡(仙台市富沢遺跡保存館)(第2図②)	太白区長町南四丁目3-1	
山田上ノ台遺跡(仙台市繩文の森広場)(第2図③)	太白区山田上ノ台10-1	
与兵衛沼窯跡(第2図⑪)	青葉区小松島新堤, 宮城野区蟹沢	

【仙台郡山官衙遺跡群の関連遺跡】

・大野田官衙遺跡

笊川と旧笊川に挟まれた自然堤防上に立地する。幅 3~4m の大溝が、真北方向を基準にして、東西約 196m、南北約 259m の規模で方形に巡らされていることが確認された。大溝の区画内からは真北方向を向いた掘立柱建物跡が、大型のものも含んで6棟、東西対称の形で検出されたことから、何らかの官衙遺跡であると考えられる。建物は、2 時期にわたり利用されており、郡山遺跡 II 期官衙とほぼ同時期と考えられるが明確ではない。この遺跡は、北東約 1.5km に位置する郡山遺跡 II 期官衙と密接な関わりが伺える。



・西台畠遺跡、長町駅東遺跡

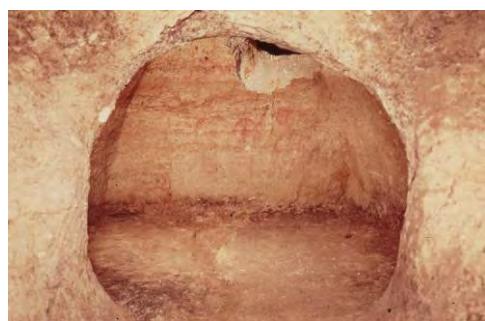
西台畠遺跡と長町駅東遺跡は、広瀬川によって形成された自然堤防から後背湿地にかけて立地し、郡山遺跡の北西と南西に隣接している。両遺跡を合わせて 600 軒を超える竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが検出されており、かなりの密度で重複し合っている。また集落内には幅 4m の大溝跡やこれと平行して配置される材木列や柱列があり、集落内を区画する施設と考えられる。大部分が 6 世紀末葉から 8 世紀初頭の時期で、7 世紀中葉以降は郡山官衙と同時期に存在していることから、郡山遺跡の官衙の造営や維持・管理・運営に携わった人々の集落跡と考えられる。

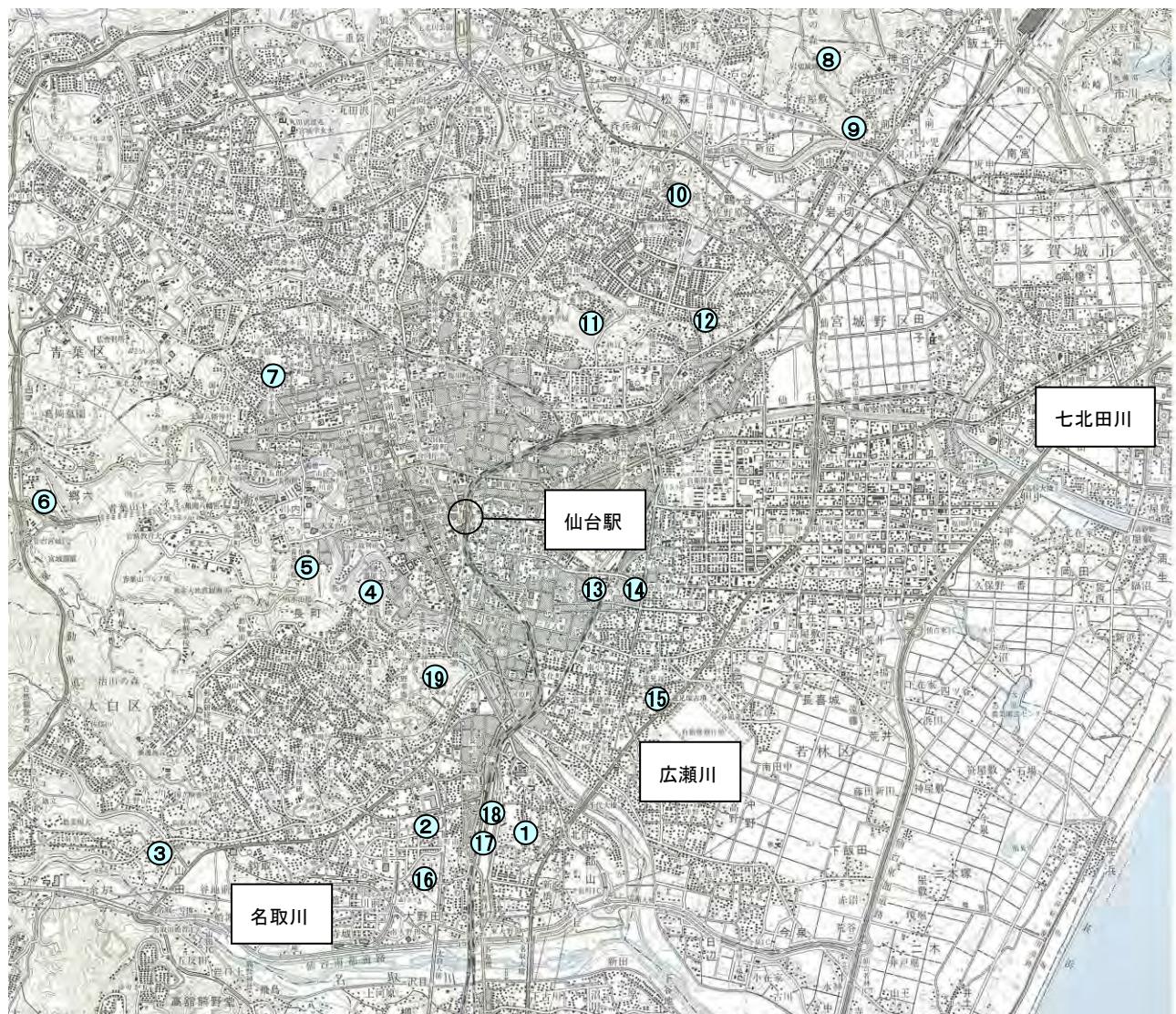


・向山横穴墓群

(大年寺山横穴墓群、愛宕山横穴墓群、宗禪寺横穴墓群、茂ヶ崎横穴墓群、二ツ沢横穴墓群)

向山横穴墓群は、向山地区一帯の丘陵斜面に築かれた横穴墓群の総称である。南北約 1.5 km の間に約 100 基の横穴墓が確認されているが、埋没している横穴墓も数多く想定され、実数は 200 基を超すと考えられている。仙台平野では、7 世紀初頭より横穴墓群の造営が開始され、7 世紀中頃から後半にかけてピークを迎える。この頃に、南東約 1.5km に位置する郡山遺跡では、官衙が造営されたと考えられている。7 世紀から 8 世紀にかけて営まれた向山横穴墓群は、多賀城創建以前の地方支配の拠点を支えた人々を中心とする墓域と考えられている。





この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。
(承認番号 平19東複第224号)

①仙台郡山官衙遺跡群	②富沢遺跡(富沢遺跡保存館)	③山田上ノ台遺跡(縄文の森広場)
④経ヶ峯伊達家墓所	⑤仙台城跡	⑥郷六城跡
⑦林子平墓	⑧岩切城跡	⑨東光寺の石窟群域・西平場
⑩松森焰硝蔵跡	⑪与兵衛沼窯跡	⑫善応寺横穴古墳群
⑬陸奥国分寺跡	⑭陸奥国分尼寺跡	⑮遠見塚古墳
⑯大野田官衙遺跡	⑰長町駅東遺跡	⑱西台畠遺跡
⑲向山横穴墓群		

第 図 仙台市内の国指定史跡、主な市指定史跡など

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

1 指定の概要

(1) 指定に至る経緯

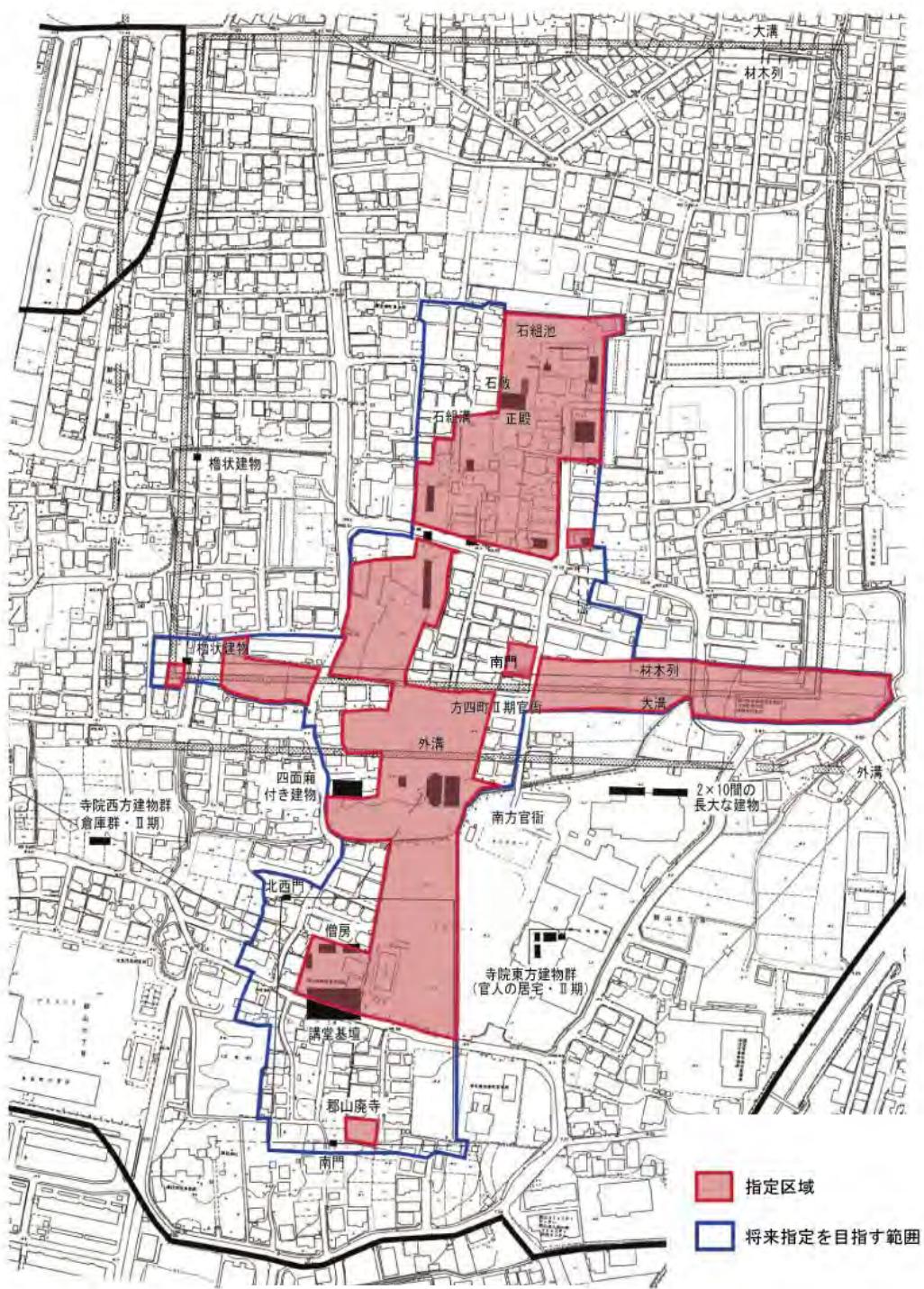
仙台郡山官衙遺跡群は、郡山遺跡の官衙中枢部等を部分的に史跡指定したものである。

郡山遺跡は、昭和 54 (1979) 年以来 44 年にわたる長年の調査により日本最古級の地方官衙(役所)跡として極めて重要な遺跡であることが判明している。本遺跡の範囲は、東西約 800m、南北約 900m で、その面積は約 60 万 m²である。そのうち I 期官衙および II 期官衙（寺院跡等を含む）の官衙域は、約 35 万 m²に及ぶ。その官衙域全体が重要な価値を持つものではあるが、なかでも中枢部など最も重要とされる区域を史跡指定することとした。すなわち、7 世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵と考えられる I 期官衙の中枢部であり、また 7 世紀末葉から 8 世紀前葉にかけての多賀城以前の陸奥国府と考えられる II 期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域でもある約 9 万 m²を「国指定史跡を目指す範囲」とし、追加指定を行いながら段階的に国指定史跡化及び市有地化することとしたのである。

既指定地は、「国指定史跡を目指す範囲」のうち、市有地、国有地、史跡指定に地権者の同意が得られた民有地について、順次指定申請し、史跡指定を受けたものである。

(2) 指定概要

名 称	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
所 在 地	仙台市太白区郡山二丁目 11 番 20 他
指定年月日	平成 18 年 7 月 28 日 (平成 18 年文部科学省告示第 111 号) 面積 43,208.72 m ²
追加指定日	平成 19 年 7 月 26 日 (平成 19 年文部科学省告示第 109 号) 面積 1,240.21 m ² 平成 23 年 2 月 7 日 (告示番号 : 文部科学省告示第 17 号) 面積 240.05 m ² 平成 29 年 10 月 13 日 (告示番号 : 文部科学省告示第 143 号) 面積 303.26 m ² 令和 2 年 10 月 6 日 (告示番号 : 文部科学省告示第 131 号) 面積 211.81 m ² 令和 4 年 ● 月 ● 日 (告示番号 : 文部科学省告示第 ● 号) 面積 234.02 m ²
指定全面積	45,438.07 m ²
指 定 理 由	本遺跡は、規模・構造・経営年代から見て太平洋側の陸奥における城柵で多賀城の前身施設と考えられ、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重である。
根 抱 法 令	文化財保護法第 109 条第 1 項



第 図 史跡指定範囲図

図 要修正

実際の計画では、最新の地図に色付けを行った図を作製する予定です。

指 定 告 示 仙台郡山官衙遺跡の史跡指定、追加指定に係る官報告示は以下のとおりである(横書き用に表記の一部を改め)。

○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号) 第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年七月二十八日

文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙 遺跡群	宮城県仙台市太白区 郡山二丁目	11 番 20
郡山官衙遺 跡	同 郡山三丁目	121 番 3、122 番、123 番、123 番 1、123 番 2、124 番 1、124 番 2、124 番 3、124 番 4、127 番 1 のうち 実測 760.78 m ² 、127 番 2、127 番 3、127 番 10 のうち 実測 720.50 m ² 、127 番 11 のうち実測 107.75 m ² 、 127 番 12、127 番 15、127 番 16、127 番 18、127 番 22、127 番 23、209 番 1、209 番 2、210 番、211 番
郡山廃寺跡	同 郡山五丁目	1 番 4、1 番 12、3 番、6 番、7 番 1、8 番、9 番、10 番、14 番、25 番 13、31 番 1、38 番 2 のうち実測 1.63 m ² 、38 番 3、39 番 1、39 番 2、40 番 2、41 番、 42 番 12、44 番、45 番、47 番、50 番 2、51 番、52 番 2 のうち実測 7.03 m ² 、57 番のうち実測 5484.82 m ² 、59 番 2、61 番 1、62 番、63 番 1、150 番 12
	同 郡山六丁目	212 番 1、212 番 5、216 番、217 番、218 番、219 番 右の地域に介在する道路敷及び水路敷、宮城県仙台 市太白区郡山五丁目 44 番に北接する道路敷、同郡 山五丁目 4 番と同 5 番に北接する水路敷、同郡山六 丁目 216 番と同 221 番 7 に挟まれ同 219 番と同 221 番 24 に挟まれるまでの水路敷を含む。
		備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するもの については、地域に関する実測図を宮城県教育委 員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に 供する。

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目 同 郡山五丁目	128 番 31 2 番、4 番、5 番 11 番、12 番、13 番、19 番 1

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣 高木 義明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	126 番 2 のうち実測 209.27 m ² 、 126 番 5 のうち実測 30.78 m ² 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号及び平成二十三年文部科学省告示第十七号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	127 番 13

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年十月六日

文部科学大臣 萩生田 光一

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号及び平成二十九年文部科学省告示第百四十三号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	30番1
郡山官衙遺跡			
郡山廃寺跡			

○文部科学省告示第●号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和●年●月●日

文部科学大臣 ● ● ●

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十九年文部科学省告示第百四十三号及び令和二年文部科学省告示第百三十一号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	31番6
郡山官衙遺跡			
郡山廃寺跡			

指 定 説 明 仙台郡山官衙遺跡に係る指定説明・追加指定説明は以下の通りである（横書き用に表記の一部を改め）。

平成 18 年 7 月 28 日指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。名取川とその支流広瀬川に挟まれた標高約 10m の自然堤防上に立地し、東北地方の政治・軍事の拠点、多賀城跡からは南西約 13 km の地である。古くから瓦類の出土により寺院と推定されていたが、昭和 54 年に民間開発に伴う発掘調査で多量の土器や掘立柱建物などが発見されたことから、翌年以降、仙台市教育委員会により発掘調査が継続してきた。

発掘調査の結果、遺跡は多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれたことが判明した。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっており、I 期官衙と II 期官衙と通称されている。

I期官衙は東西約300m、南北約600mの規模をもつ。建物等の施設の方位は約30～40度東偏しており、これら全体の周囲は材木列（丸太材を立て並べた塀）と溝で区画されている。この中に材木列などに区画されたいくつかの施設が存在する。中枢部は東西90m、南北120mの規模をもち、区画に沿って建物が配置され、中央は広場となり、東辺に門を開く。この周囲に総柱建物の倉庫群や掘立柱建物と竪穴住居が併存する雜舍群、鍛冶工房と推定される竪穴住居などがある。

II期官衙はI期官衙の諸施設を全面的に撤去して同じ場所に造営された。方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもち、その外側に空閑地を挟んで外溝を巡らせている。この南側に郡山廃寺跡が計画的に配置される。区画南辺に門、南西隅と西辺上には櫓状建物が確認される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される桁行八間、梁行五間、面積約190m²の大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池、石組溝などの特徴的な遺構からなる空間がある。このほか、正殿の東西に南北棟建物と総柱建物が一列に配置される。

郡山廃寺跡は東西120m前後、南北167mの規模で材木列で区画された中に講堂、金堂、塔、僧房などの存在が推定される。軒瓦は多賀城と同系統である。官衙の南方や郡山廃寺跡の東西にも大型建物が確認されており、関連した施設が広く展開していたことがわかる。

仙台郡山官衙遺跡群は七世紀半ば大化革新のころに成立し、奈良時代前半に造営された多賀城の成立期前後まで営まれていた。東北地方北半は奈良時代半ばころまで中央政府の支配が及ばない地域であり、多賀城は陸奥国府で奈良時代の鎮守府であった。『日本書紀』によれば、大化三年（647）に日本海側の越國に渟足柵ぬたりのさが、翌年に磐舟柵いわふねのさが造営された。これとほぼ同時に成立した本官衙遺跡は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥における城柵、官衙遺跡で、陸奥地域の統治を行う施設と考えられる。このように本遺跡群は古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設と国家北辺における地域支配の展開過程の具体的な様相を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月間文化財平成18年（2006）8月 515号』より引用）

平成19年7月26日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立したのち七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初は東西約300m、南北約600mの規模で約30～40度東偏し、官衙全体の周囲を材木列と溝で区画する。この中に材木列などに区画された施設を配する。改修後は同じ場所に方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもつ。この南側に講堂、金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。

仙台郡山官衙遺跡群は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥地域の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における東北地方支配の展開過程を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。このたび、条件の整った部分を史跡に追加し保護の万全を図ろうとするものである。

（『月間文化財平成19年（2007）9月 528号』より引用）

平成 23 年 2 月 7 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初の官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600m の区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30 度から 40 度東偏する。改修後の官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷きおよび方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代から見て陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で欠くことのできない貴重なものであり、平成十八年に指定され、平成十九年に追加指定された。今回は、条件の整った部分を史跡に追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月間文化財平成 23 年(2011)2 月 569 号』より引用)

平成 29 年 10 月 13 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。^{たがじょう}多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、^{たがじょう}七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、^{さいもくれつ}材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600m の区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30~40 度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知るうえで重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の北東部の一角を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月間文化財平成 29 年(2017)9 月 648 号』より引用)

令和 2 年 10 月 6 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。^{たがじょう}多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、^{たがじょう}七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、^{さいもくれつ}材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600m の区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30~40 度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、

梁行三間の身舎^{もや}の四面に廂^{ひさし}の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷き及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙城の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵^{じょうさく}、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年、二十九年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の南部を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月間文化財令和2年(2020)9月 683号』より引用)

令和4年●月●日追加指定 説明

(3) 管理団体

史跡名称 仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡

指定年月日 平成19年1月17日（文化庁告示第2号）

管理団体名 宮城県仙台市

根拠法令 文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項

指定告示 ○文化庁告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十九年一月十七日

文化庁長官 近藤 信司

上 欄		下 欄
名 称	指 定 告 示	地 方 公 共 团 体
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省 告示第百十一号	仙台市（宮城県）



写真● 郡山遺跡航空写真

(平成7年撮影)



写真● 郡山遺跡全景

(平成13年撮影)

2 位置と現況

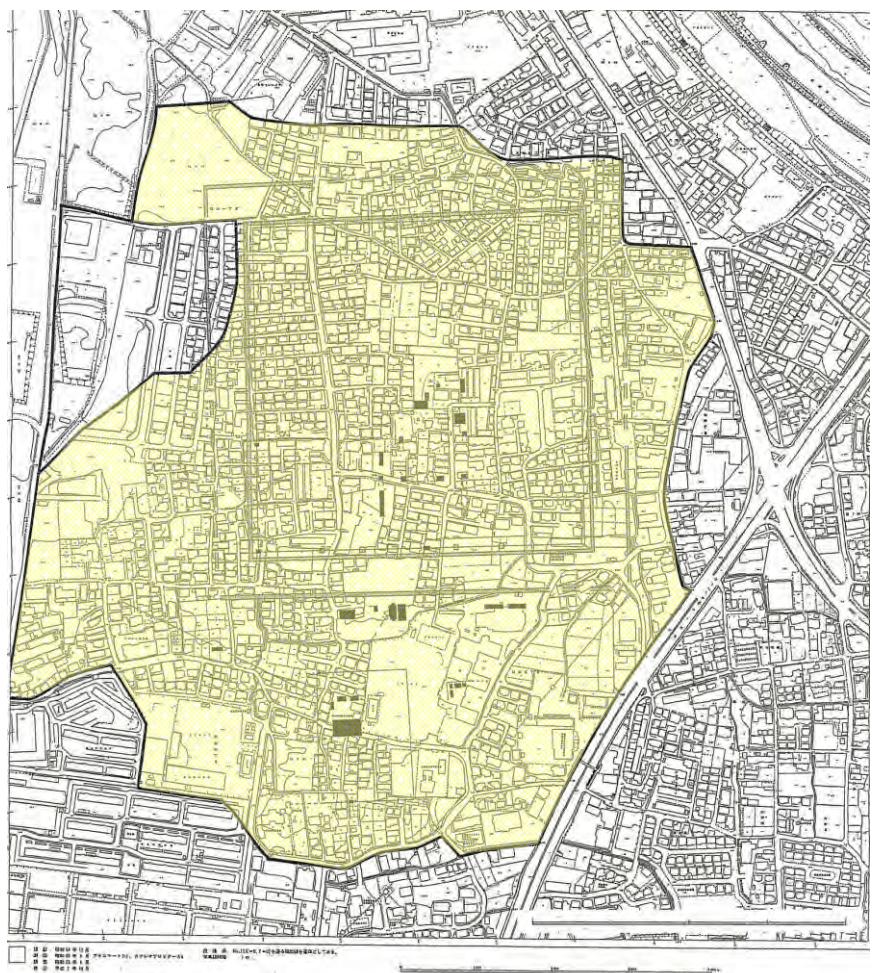
仙台郡山官衙遺跡群は仙台市南部の太白区郡山に所在し、市街中心部から東南約5kmに位置し、JR東北本線長町駅の東側一帯に広がる。郡山遺跡の範囲は東西800m、南北900m程で、面積は約60万m²である。仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、標高8~11mの自然堤防と後背湿地上に立地している。

これまでの発掘調査により、多賀城創建以前の官衙であることや、大別してⅠ期官衙、Ⅱ期官衙の時期があること、寺院（郡山廃寺）を併設していることなどが判明しており、Ⅰ期官衙は7世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵、Ⅱ期官衙は7世紀末葉から8世紀前葉にかけての多賀城造営以前の陸奥国府と考えられている。Ⅱ期官衙の段階には、一辺約428mの材木列を周囲に巡らした官衙本体（方四町Ⅱ期官衙）と、その南側に位置する東西約120m、南北約167mの郡山廃寺とがある。先行するⅠ期官衙の範囲は東西300m、南北600m以上で、方四町Ⅱ期官衙や郡山廃寺の遺構と重複している。また、西に隣接する西台畠遺跡にもⅡ期官衙の遺構が存在している。

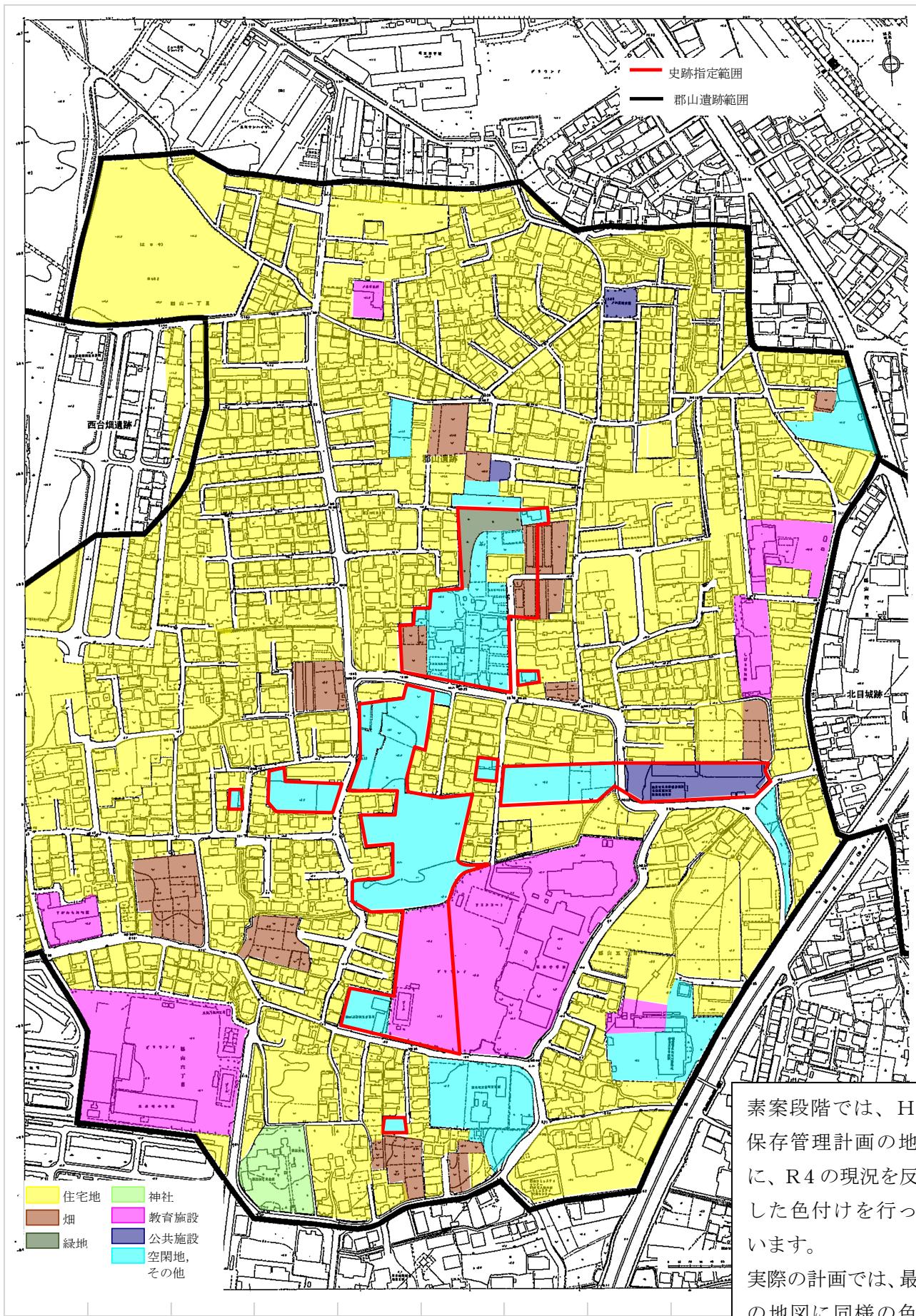
遺跡全体の現況は、ごく一部に農地が点在するが、近年は急速に宅地化が進み、その面積はわずかになってきている。また、近年多発する地震災害等への備えから、遺跡に影響を及ぼす深い基礎構造の住宅が増加するとともに、遺跡西側の隣接地における「仙台市あすと長町地区画整理事業」の完了に伴い、地域全体の開発が進んでいる。

仙台郡山官衙遺跡群の現状は、指定地のうち46.50m²が国有地、42,256.76m²が市有地、3,134.81m²が民有地となっている。国有地は空閑地である。市有地は仙台市立郡山中学校用地（校庭）と本市建設部局の倉庫等用地のほか、史跡指定・追加指定に伴い公有化した箇所については空閑地となっている。

民有地は、これまでの調査において、政区域とされている部分の個人所有地で住宅地及び農地となっている。



第 図 郡山遺跡現況平面図



第 図 史跡指定地域及び周辺の土地利用



写真● 郡山遺跡とその周辺（西より）

(昭和62年撮影)



写真● 郡山遺跡とその周辺(西より)

(平成 26 年撮影)

仙台郡山官衙遺跡群周辺の主要な幹線道路は、東側に国道4号、西側に県道273号が通る。

また、西側には東北新幹線・JR東北本線・仙台市地下鉄南北線の長町駅や、JR太子堂駅が所在する。

周辺バス停としては、仙台市営バス「郡山三丁目」や、宮城交通「郡山七丁目」「トーキン前」・「郡山4丁目・八本松小学校前」などがある。

業者委託して図を作
製する予定です。

第 図 交通現況図

3 発掘調査の成果

(1) 調査に至る経緯

郡山遺跡については、大正年間に漆入りの平瓶が出土したことで遺跡として世に知られるようになり、さらに昭和 20 年代には多量の瓦が出土したことから寺院跡の存在などが考えられてきた。しかし、昭和 54 年の開発に対応した発掘調査が実施されるまでは、遺跡の詳細について不明なままであった。

調査の初年度となる昭和 54 年の発掘調査は、遺跡東部で実施された民間の宅地造成に伴う事前調査である。この調査で真北方向の掘立柱建物跡が多数発見され、ロクロ挽き重弧文軒平瓦や円面鏡などが出土した。それにより多賀城創建以前の官衙の存在が予想された。この調査成果を受けて、仙台市は文化庁ならびに宮城県教育委員会と協議し、昭和 55 年より国庫補助事業による郡山遺跡の緊急範囲確認調査を実施することとなった。昭和 55 年から平成 16 年までに 5 次にわたる調査を実施し、平成 17 年からは補足調査を行っている。



多量に出土した瓦（昭和 20 年代）



昭和 54 年度調査区全景

【第 1 次 5 カ年計画（昭和 55～59 年度）】

遺構群には、真北から 30～33° 東に振れる遺構群と真北方向の遺構群が存在し、重複関係から前者が後者より古いことを確認し、前者を「I 期官衙」、後者を「II 期官衙」とした。また、II 期官衙外郭となる材木列と大溝のいずれかを東、西、南、北の各辺で確認し、II 期官衙が概ね方四町（約 428m）であることが判明した。さらに遺跡南部で基壇建物跡を発見し、軒丸瓦や鷗尾が出土したこと、木簡が 3 点出土し、「学生寺」の文字が確認できるものや写経用定木が含まれていたことから寺院（郡山廃寺）の存在が明らかとなった。



方向の異なる掘立柱建物跡
(第 44 次調査)



写経用定木
(第 15 次調査)

【第2次5カ年計画（昭和60年～平成元年度）】

方四町II期官衙の中央部で正殿と考えられる四面廂付建物跡と方形の石組池跡が発見された。方形の石組池跡は奈良県明日香村石神遺跡などの飛鳥地方の宮殿やその周辺から発見されているのみであり、本遺跡の性格を究明するにあたりきわめて重要な遺構と位置付けられた。また、方四町II期官衙南辺中央にて南門も確認された。郡山廃寺では基壇建物の北側で僧房と考えられる建物群を、また伽藍北辺で材木列と北西隅門を確認した。I期官衙では中枢部を構成する板塀跡や建物跡が方四町II期官衙の中央東寄りで検出されている。

なお、第2次～第3次5カ年計画実施期間中に、遺跡南東部に位置する郡山中学校の建替えに伴う事前調査（第65次調査）を実施した。この調査によりII期官衙を構成する重要な遺構群である「寺院東方建物群」「南方官衙」が確認された。



正殿跡（第83次調査）



石組池跡・石組溝跡

（第83次調査）



II期官衙南門跡

（第56次調査）

【第3次5カ年計画（平成2～6年度）】

I期官衙の南、西辺を確認した。また、I期官衙南辺付近の遺構と重複してII期官衙の倉庫風の建物群も発見され、これらは「寺院西方建物群」と呼称している。なお、遺跡に隣接する旧長町貨物駅跡地に郡山遺跡と同時期と見られる竪穴住居跡が多数存在することが明らかとなつた（長町駅東遺跡）。



I期官衙南辺とII期官衙寺院西方建物群
（第96次調査）

【第4次5カ年計画（平成7～11年度）】

方四町II期官衙中枢部には官衙の中軸線を挟んだ東西両側に複数の南北棟建物が建ち並ぶ様相が明らかとなった。また、そのII期官衙の建物跡と重複してI期官衙中枢部の建物跡や塀跡があり、その南東辺の中央で門跡を確認した。郡山廃寺では寺域の南辺と東辺および八脚門（南門）を確認している。

郡山廃寺南門跡（第128次調査）



【第5次5カ年計画（平成12～16年度）】

方四町II期官衙と郡山廃寺の間に位置する南方官衙地区では、二面廂や三面廂付の規模の大きな建物跡が確認された。また、方四町II期官衙外郭大溝の外側に平行して、同じような溝跡（外溝）が巡っていることが明らかとなった。なお、これらの遺構と重複してI期官衙の東辺（材木列や溝跡）が検出されており、この延長部分をI期官衙中枢部付近の調査でも確認している。



南方官衙（第138次調査）

【補足調査（平成17年度～）】

平成17年度からは、その時点で持ち越しとなつた課題についての補足的な調査を行うこととした。方四町II期官衙外側の北西部並びに東辺部では、外郭大溝に並行する外溝を確認し、特に北西部では外溝の北西隅を確認している。なお、平成20年度に郡山遺跡の南西1.5kmに所在する大野田官衙遺跡において、郡山遺跡II期官衙に関連すると考えられる官衙跡が発見されたため、平成21年度・22年度は郡山遺跡の補足調査を休止し、大野田官衙遺跡について範囲確認と性格究明を目的とした調査を実施している。

また、平成23年度以降の郡山遺跡における補足調査は東日本大震災の影響により休止していたが、令和元年度に再開し、II期官衙中枢部の調査を行っている。

II期官衙外溝北西隅（第180次調査）



（2）調査成果のまとめ

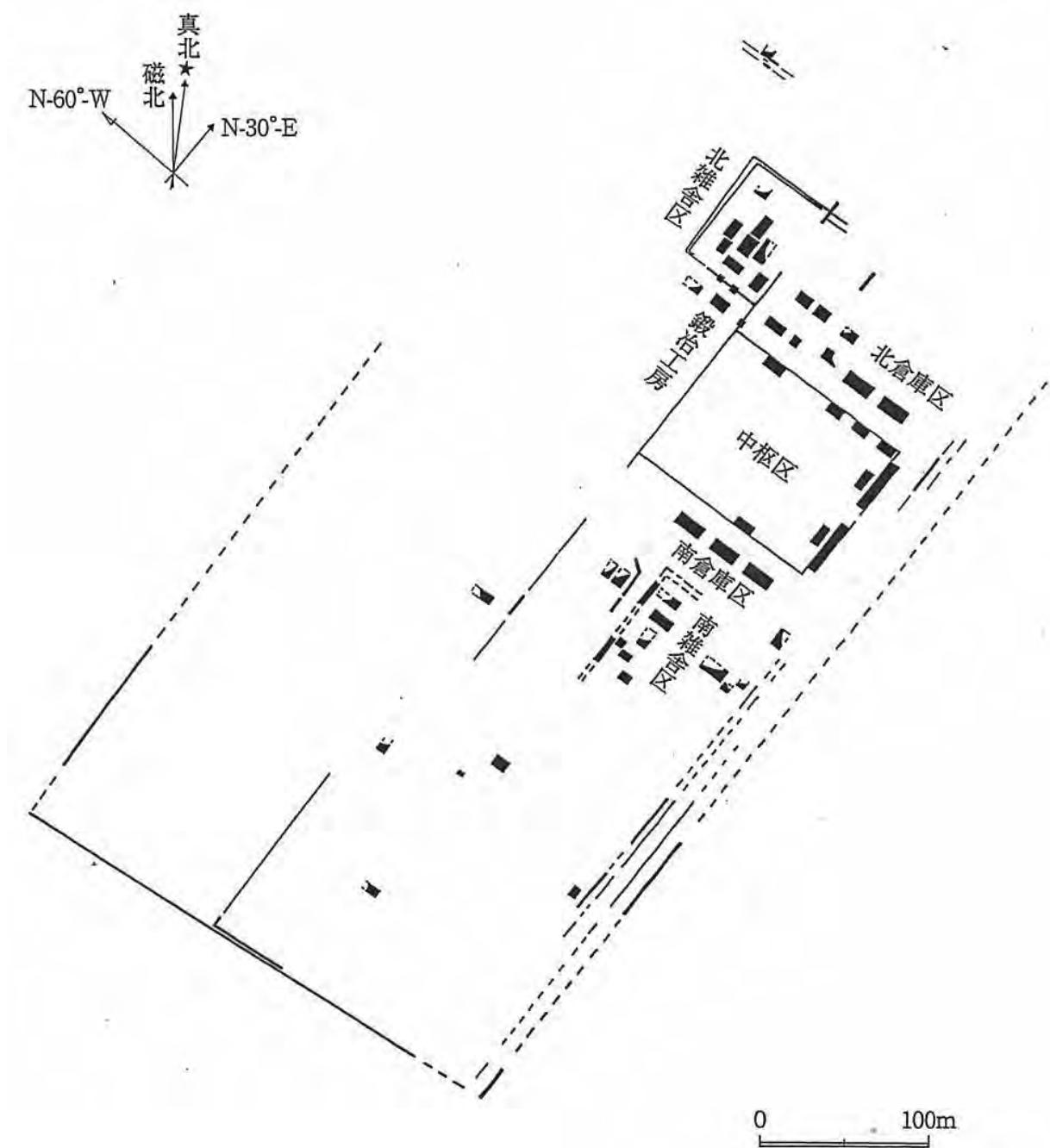
郡山遺跡は日本書紀などの文献史料には記載のない遺跡である。このため遺構の年代、性格や意義については大部分が発掘調査の成果に基づいている。

〈I期官衙〉（第●図、第●図）

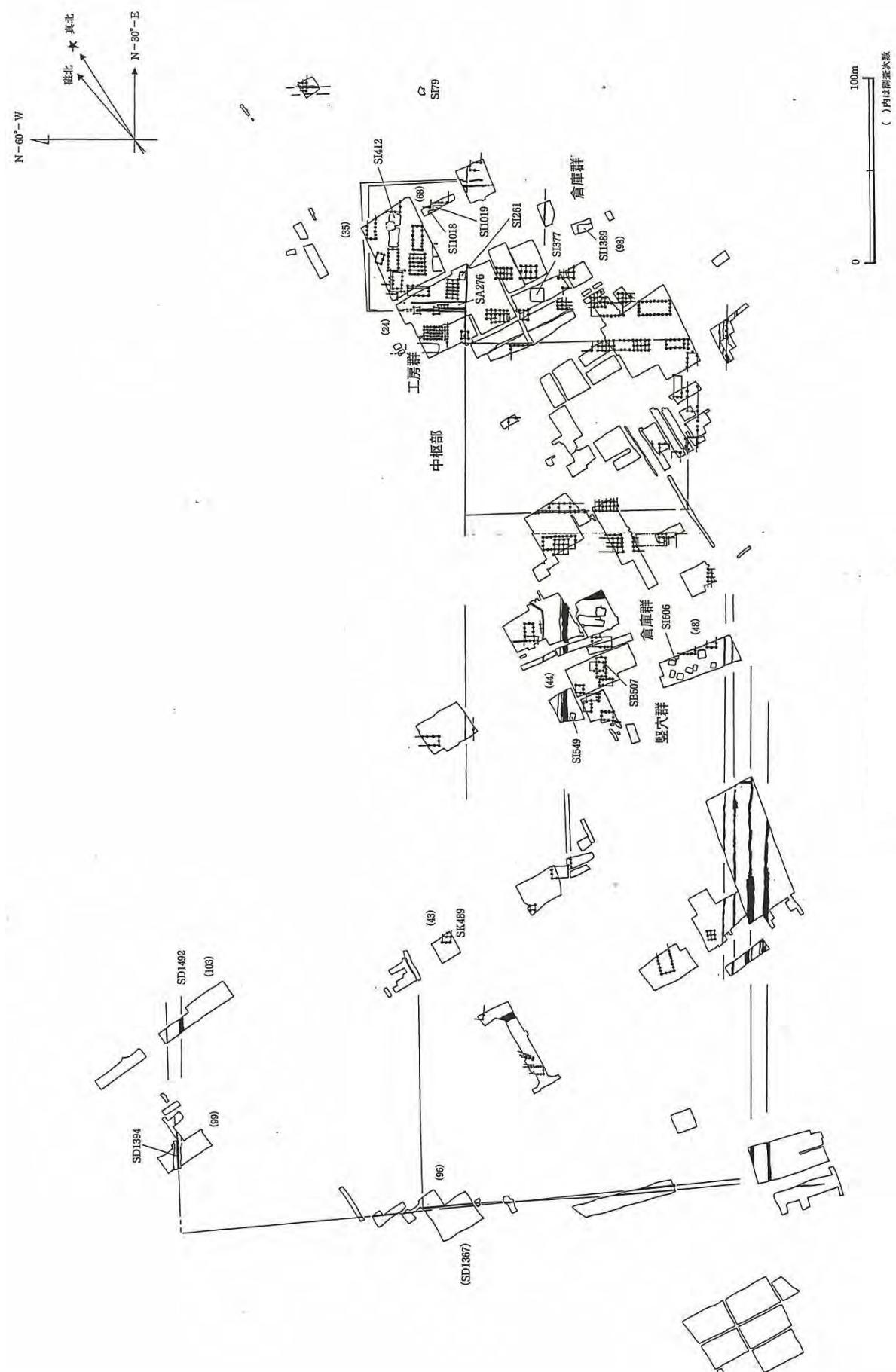
I期官衙は、材木列によって区画されている。方向は真北から東に30～33°程振れており、規模は北東～南西が約600m以上、北西～南東が約300m、面積は約18万m²以上である。官衙の正面は名取川と広瀬川の合流点方向の南東辺である。なお、外側の材木列は2～4時期の変遷があり、北部から南部へ拡大していく様相が窺える。

官衙の中核部は一本柱列か板塀により区画されており、規模は北東～南西が約92m、北西～南東方向が約120mである。建物はこの塀に密着するように建てられているため、区画内部は広場状の空閑地となっている。官衙の正面と考えられている南東辺の中央には門が設置されている。なお、中核部の建物は2時期の変遷が認められている。中核部の周辺には総柱建物によって構成される倉庫群、掘立柱建物と竪穴建物による雑舎群、櫓状建物によって警備された武器関連の工房群、竪穴住居が集中する竪穴群などがあり、各群が機能によって院を構成していたと考えられる。

これらの院の機能としては、物資の集積、武器や武具の製作・修理、兵士等の人員の集中などが考えられる。なお、官衙全体や中枢部の規模が広いこと、畿内産土師器の出土などから、律令国家と直結した官人の派遣される国家的施設であると考えられる。年代は7世紀中ごろから末葉にかけてと推定され、立地からは広瀬川と名取川の河川交通と密接な関係を有していることが窺え、太平洋の海路に直結する重要な拠点であるといえる。よってこの官衙は太平洋沿岸に設置された城柵と考えられ、同時期に日本海側の拠点として設けられた渟足柵ぬたりや磐舟柵と対応する城柵と位置付けられる。



第図 I期官衙の遺構模式図



第 図 I期官衙遺構全体図

〈II期官衙〉 (第●図, 第●図)

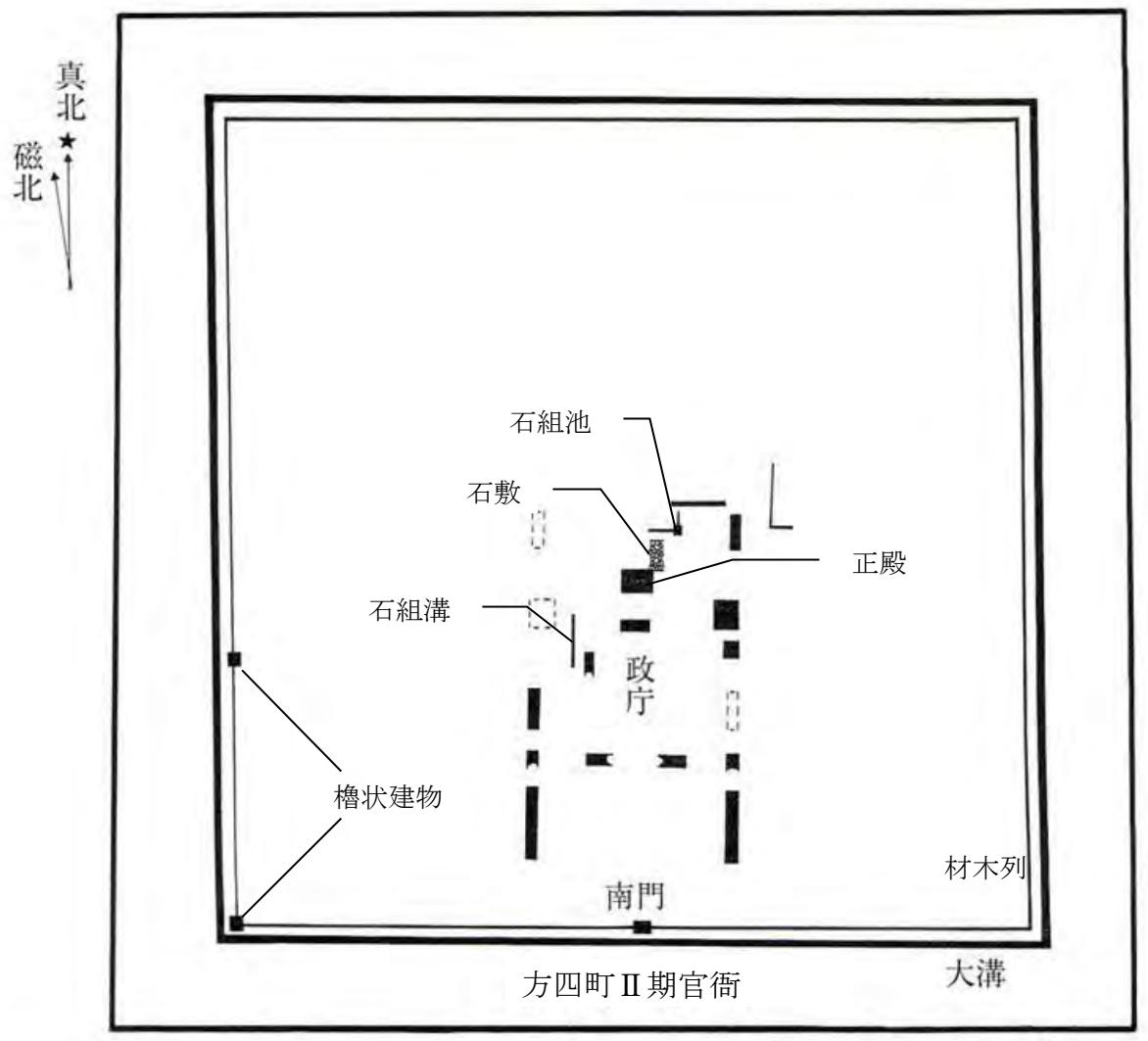
II期官衙は、I期官衙を取り壊し、概ね真北方向を基準として造り替えられている。方四町II期官衙、南方官衙、寺院西方建物群、寺院東方建物群、郡山廃寺などから構成される。方四町II期官衙の外郭は材木列と大溝、さらにその外側の外溝によって区画されている。材木列は直径約30cmのクリ材を立て並べたもので、東西約425～431m、南北約424mのほぼ正方形で、材木列から約7m外側に幅約3～5mの大溝、大溝の約45m外側に幅約3mの外溝を巡らせている。大溝と外溝との間は空閑地となっている。なお、材木列の南辺中央には門、南西隅と西边上には櫓状の建物がある。外郭で囲まれた内部の中央やや南よりには中枢部(政庁)がある。正殿と考えられる四面廂の建物は中枢部の北寄りに位置し、その南側には2列の南北棟の建物や東西棟の建物が、中央に広場を持つように「ロ」字状あるいは「コ」字状に整然と配置されている。これらの建物は大きく2時期の変遷が見られる。正殿の北側には、石敷の広場、石組池、石組溝、床貼りの建物などがある。石組池を中心としたこれらの遺構は、7世紀に都のあった飛鳥の石神遺跡の石組池との比較検討から、蝦夷の服属儀礼が行われた場所であると推定されている。

この方四町II期官衙の南にある南方官衙には、正殿と同等かそれ以上の規模の建物、長大な建物などが整然と配置されている。寺院西方建物群は倉庫風の建物が材木塀で区画され、寺院東方建物群は四面廂付建物を中心に小規模な建物で構成されている。

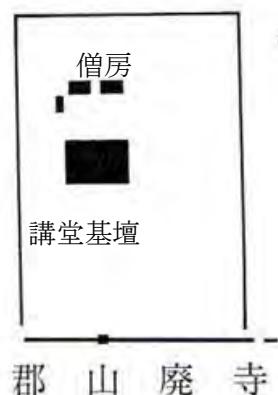
II期官衙は、全体の平面形がほぼ正方形であることや中枢部が中央部からやや南に位置する点、官衙の外側に空閑地を巡らすという点で藤原宮の構造と類似していることから、藤原宮の宮城をモデルに設計されたと考えられる。このような様相から、II期官衙は単なる地域の支配拠点としての評衡や城柵ではなく、より重要度が高い陸奥国の国府であったと見られる。造営の年代は7世紀末葉と考えられるが、終末の時期は多賀城創建頃と推定される。南方官衙は8世紀中頃までは機能していたと考えられる。

〈郡山廃寺〉 (第●図)

南方官衙の南に位置し、II期官衙と同様に概ね真北方向を基準として造られている。材木塀によって区画され、その規模は東西120～125m、南北167mである。材木塀の南辺には八脚門が設けられている。区画内の中央西寄りには講堂跡と推定される基壇跡があり、その北側には僧房と考えられる建物跡が「コ」字状に配置されている。講堂の南側で溝により区画された一画から多量の瓦が出土することから、この付近に瓦葺建物が存在したと考えられ、建物配置から金堂の可能性がある。また、この東側には巨石が出土したとの伝承地があり、塔跡の存在が考えられる。伽藍配置や軒丸瓦の文様から多賀城廃寺の前身となる寺院である。造営の時期はII期官衙と同じ7世紀末葉と推定され、終末は南方官衙と同じく8世紀中頃と考えられる。



寺院西方建物群
(倉庫群・II期)

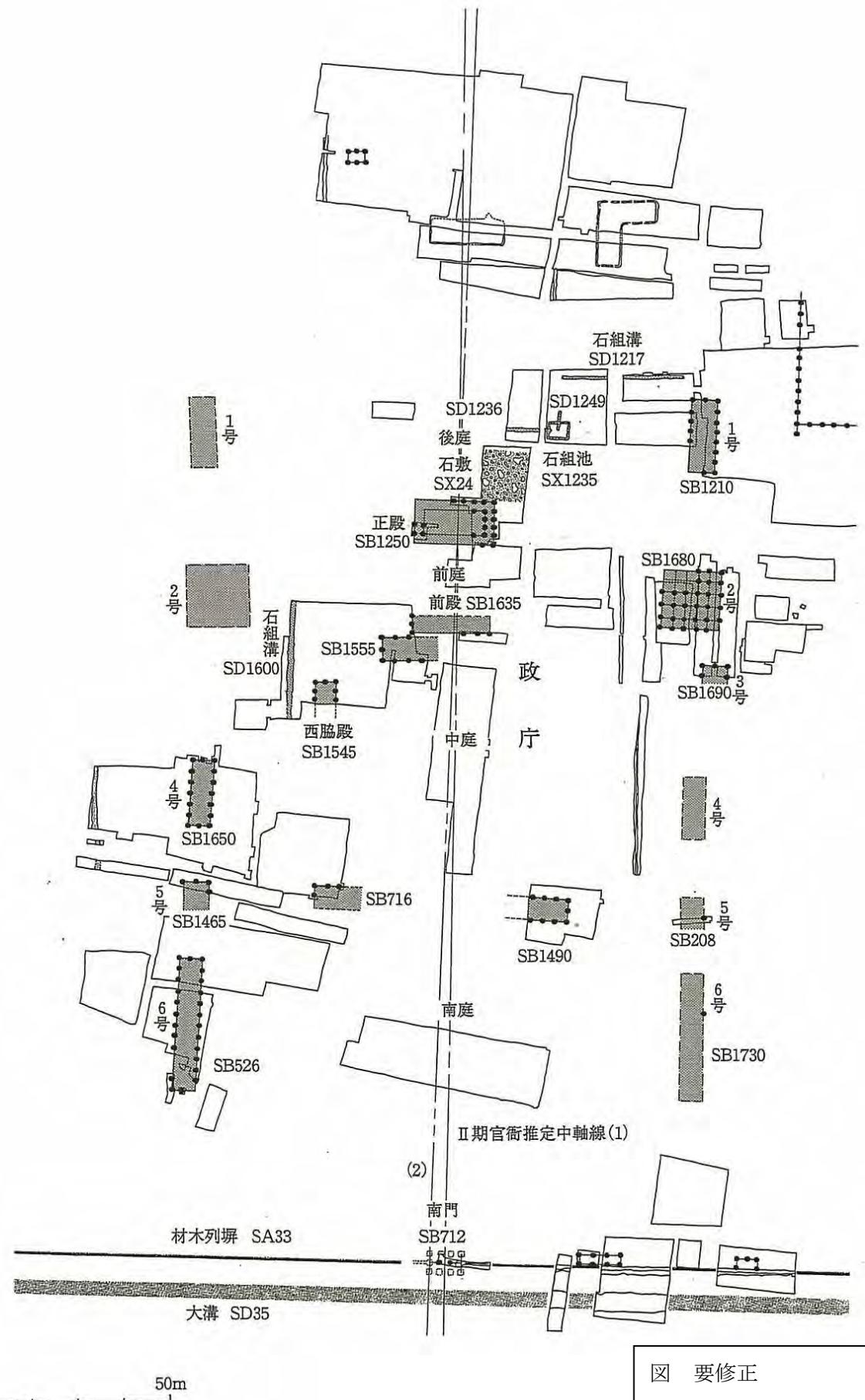


寺院東方建物群(官人の居宅・II期)

図 要修正

実際の計画では、最新の調査成果を
基に図を修正する予定です。

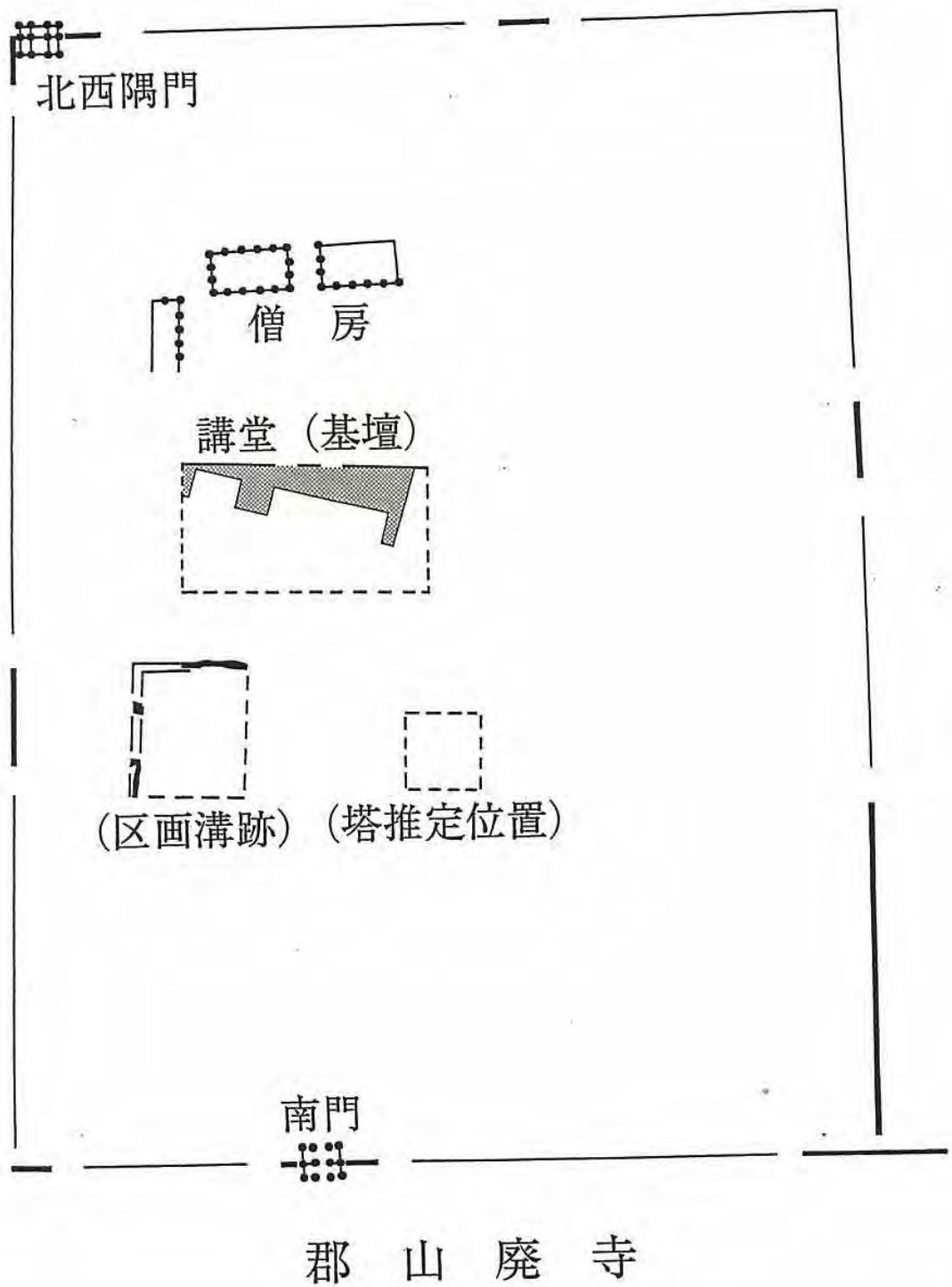
第 図 II期官衙・郡山廃寺の遺構模式図



第 図 II期官衙中枢部遺構全体図

図 要修正

実際の計画では、最新の調査成果を基に図を修正する予定です。



0 50m

第 図 郡山廃寺遺構全体図

時代	西暦	年号	日本の主な出来事	陸奥国関係古代史
飛鳥時代	637	大化 1	上毛野君形名を將軍に任じ、蝦夷を討つ 大化改新が始まる	
	645			渟足柵(新潟県)を造る
	647			磐舟柵(新潟県)を造る
	648		難波長柄豊崎宮が完成	
	652	白雉 3	阿倍比羅夫、日本海沿岸を北上する大航海を行う	
	653		3月 甘櫻丘東の川原に須彌山を造り、陸奥と越の蝦夷を饗す	石城評が建てられる
	658~60		5月 肅慎を須彌山で饗す 白村江の戦い	阿倍比羅夫、各地の郡領を任命・叙位する
	659		壬申の乱	
	660	朱鳥 1	3月 諸国の家ごとに仏舎を造らせる	
	663		9月 天武天皇崩御	
	672		12月 飛鳥寺西槻下に蝦夷男女 213人を饗す 冠位を授け、物を賜う	
	685		1月 持統天皇即位	陸奥国優々曇郡の城養蝦夷らに出家を許す
	686		12月 藤原京に都を遷す	
	688		8月 大宝律令完成する	
	689	大宝 1	6月 遣唐使粟田真人ら出発す	陸奥国で戸籍を作成する
	690		4月 諸国の印を鋤る	
	694		7月 粟田真人帰朝	
	701			
	702			
	704			
	708	和銅 1		越後国に出羽郡を置く
	709			3月 陸奥國鎮東將軍に巨勢麻呂、征越後蝦夷將軍佐伯石湯らを派遣し蝦夷を討つ
奈良時代	710	和銅 3	3月 平城京に都を遷す	
	712			9月 出羽国を置く
	713			10月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移す
	715	靈龜 6		12月 陸奥国に丹取郡を建てる
	717			5月 相模、上総、常陸、上野、武藏、下野の富民 1000 戸を陸奥国に配する
	718		里制を改め、郷里制とする	10月 陸奥国香河村、閑村に郡家を建てる
	720			
	721	養老 2		5月 陸奥国から石城、石背の二国を分置する
	722			9月 陸奥國の蝦夷反乱し、按察使上毛野廣人を殺す。持節征夷將軍多治比縣守らを派遣する
	724		閏4月 墾田百万町歩の開墾を計画する	10月 柴田郡の二郷をさき苅田郡を置く
	728			8月 諸国より柵戸一千人を陸奥鎮所に配する
	730	神龜 4		3月 陸奥國の海道蝦夷反し、大掾佐伯兒屋麻呂を殺す
	737			4月 海道蝦夷を征するため、持節大將軍藤原宇合らを派遣する
	741	天平 13	2月 国分寺創建の詔	※多賀城碑によればこの年に多賀城を置く
	749			4月 新たに白河軍団を置き、丹取軍団を改めて玉作軍団となす
	760			1月 陸奥國の田夷村に郡家を建て、百姓となす
	767			1~4月 陸奥按察使大野東人の請により、多賀城から出羽柵への直路を開くことを試みる。持節大使兵部卿藤原麻呂らを派遣する
	774			
	780			1月 陸奥國小田郡より初めて黄金を貢ずる
	784			12月 雄勝城、桃生柵の造営終る
	延暦		11月 長岡京に都を遷す	10月 伊治城の造営終る
				10月 陸奥國に栗原郡を置くもと伊治城なり
				7月 陸奥國の海道蝦夷、桃生城を侵し、その西郭を敗る
平安時代	794	延暦 13	10月 平安京に都を遷す	11月 陸奥國の軍 3000 人を発して胆沢の賊を討つ
	797			2月 陸奥國の軍士 3000 人を差發し、3月、4月に賊地に進み覚鱉城をつくり、胆沢の地を得んとする
	802			3月 陸奥國上治郡の大領伊治告麻呂、按察使紀広純らを殺し多賀城をおとす

第表 古代史年表

郡山一期官衙

郡山二期官衙

官衙

第 表 郡山遺跡調査年次一覧

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m ²)	適用
	昭和54年度 (1979)		郡山3丁目遺跡	事前調査 (宅地造成)	930	受託
	計		1地区		930	
昭和55年度 (1980)	1	推定外郭内北西地区	範囲確認	125		国庫補助
	2	推定外郭内中央区	範囲確認	300		
	3	推定外郭内中央区	範囲確認 (一部は住宅に伴う)	125		
	4	外郭線南辺	範囲確認	530		
	5	推定外郭内南西区	範囲確認 (倉庫新築)	20		
	6	推定外郭内北西区	範囲確認 (住宅新築)	20		
	7	外郭線南西コーナー	範囲確認	125		
	8	外郭線南辺	範囲確認	42		
	9	外郭線南辺	範囲確認	57		
	10	推定付属寺院南端地区	範囲確認 (一部は住宅に伴う)	60		
昭和56年度 (1981)	11	推定外郭線東辺地区	範囲確認	80	国庫補助	国庫補助
	12	推定付属寺院跡中央地区	範囲確認	300		
	13	推定付属寺院跡西部地区	事前調査 (宅地造成)	370		受託
	14	推定外郭線北辺地区	範囲確認 (保育所増築)	40		
	15	推定付属寺院跡東端地区	範囲確認	400		
	16	推定外郭線西辺地区	範囲確認	80		
	17	推定外郭線東辺地区	範囲確認	140		
	18	外郭線東辺地区	範囲確認 (側溝改修工事)	170		
	19	推定方四町北東地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10		
	20	推定方四町南東地区	範囲確認 (飲食店新築)	10		
	21	推定方四町外郭北地区	範囲確認 (住宅解体新築)	12		
	22	外郭線南辺地区	範囲確認 (事務所兼住宅新築)	8		
第一次 五ヶ年 計画	23	推定方四町外郭南西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	15	国庫補助	国庫補助
	24	推定方四町中央北地区	範囲確認	2,100		
	25	推定方二町寺域中央西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	3		
	26	推定方四町外郭北辺地区	範囲確認 (店舗兼住宅解体新築)	5		
	27	推定方四町西外地区	範囲確認 (住宅新築)	18		
	28	推定方二町寺域西外地区	範囲確認 (住宅新築)	27		
	29	推定方二町寺域中央地区	範囲確認 (店舗兼住宅新築)	9		
	30	推定方四町北地区	範囲確認 (住宅新築)	36		
	31	推定方四町中央北地区	範囲確認 (共同住宅新築)	180		
	32	推定方四町外郭東地区	範囲確認 (保育所増築)	9		
	33	推定方二町寺域北辺地区	範囲確認 (住宅増築)	13		
	34	推定方二町寺域東外地区	範囲確認	410		
	35	推定方四町中央北地区	範囲確認	1,400		
	36	推定方二町寺域外南地区	範囲確認 (住宅新築)	9		
昭和58年度 (1983)	37	推定方四町北西地区	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助	国庫補助
	38	推定方二町寺域南東地区	範囲確認 (倉庫増築)	150		
	39	推定方二町寺域外南地区	範囲確認 (住宅新築)	16		
	40	推定方四町中央地区	範囲確認 (住宅新築)	20		
	41	推定方四町外南東地区	範囲確認	520		
	42	推定方四町南辺南西地区	範囲確認 (宅地造成擁壁工事)	37		
	43	推定方四町官衙外郭南辺	範囲確認 (住宅新築)	150		
昭和59年度 (1984)	44	推定方四町官衙南地区	範囲確認	1,000	国庫補助	国庫補助
	45	推定方四町官衙南外地区	範囲確認 (住宅新築)	40		
	46	推定方二町寺域中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60		
	47	推定方四町官衙外郭西辺	範囲確認 (住宅新築)	50		
	48	推定方四町官衙中央南地区	範囲確認	800		
	49	推定方四町官衙西・北地区	範囲確認 (水道管埋設工事)	315		
	計	49地区		10,428		
第二次 五ヶ年 計画	50	II期官衙外郭北部地区	範囲確認 (店舗兼住宅新築)	12	国庫補助	国庫補助
	51	II期官衙推定政庁中央地区	範囲確認	570		
	52	II期官衙外南東地区	範囲確認 (住宅新築)	52		
	53	II期官衙中央南地区	範囲確認 (住宅新築)	21		
	54	II期官衙推定政庁北東地区	範囲確認	280		
	55	II期官衙推定政庁南西地区	範囲確認	370		
	56	II期官衙外郭南門地区	範囲確認 (住宅解体新築)	24		
	57	II期官衙推定政庁東辺地区	範囲確認 (側溝工事)	200		
	58	推定方二町寺域南地区	範囲確認 (宅地造成)	90		
	59	II期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (水道管埋設工事)	190		

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m ²)	適用
第二次 五ヶ年 計画	昭和61年度 (1986)	60	II期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	50	国庫補助
		61	II期官衙中央北地区	範囲確認 (共同住宅新築)	370	
		62	寺域北西地区	範囲確認 (住宅新築)	130	
		63	寺域中央地区	範囲確認	860	
		64	遺跡南端	事前調査 (高圧送電線鉄塔建設)	80	受託
		65	寺域東方地区	事前調査 (郡山中学校校舎建設) 昭和61～平成2	6,660	仙台市 関連事業
		66	寺域中央地区	範囲確認 (住宅新築)	38	国庫補助
		67	II期官衙東外地区	範囲確認 (共同住宅新築)	20	
	昭和62年度 (1987)	68	II期官衙中央北地区	範囲確認 (集合住宅新築)	80	国庫補助
		69	II期官衙外郭東辺	範囲確認 (共同住宅新築)	50	
		70	廃寺南西地区	範囲確認	2,018	
		71	II期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	
		72	II期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	45	
		73	遺跡隣接地 (北目城跡)	範囲確認 (住宅新築)	55	
		74	II期官衙外郭東辺	範囲確認	170	
	昭和63年度 (1988)	75	II期官衙外東南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	20	国庫補助
		76	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認 (住宅新築)	15	
		77	II期官衙中央地区	範囲確認	2,080	
		78	II期官衙中央地区	範囲確認 (住宅解体新築)	5	
		79	II期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	
		80	II期官衙外郭東辺地区	範囲確認 (共同住宅新築)	15	
		81	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認 (通信中継所建設)	100	
		82	II期官衙北西地区	範囲確認 (住宅新築)	50	
	平成元年度 (1989)	83	II期官衙中央地区	範囲確認	1,620	国庫補助
		84	郡山廃寺北方地区	事前調査 (宅地造成) ~平成2	229	受託
		85	II期官衙南方地区	事前調査 (宅地造成) ~平成2	627	
	計		36地区		17,266	
第三次 五ヶ年 計画	平成2年度 (1990)	86	II期官衙中央北地区	範囲確認	473	国庫補助
		87	II期官衙中央北地区	範囲確認 (住宅新築)	275	
		88	II期官衙中央北地区	範囲確認 (住宅新築)	80	
		89	II期官衙外郭南外地区	範囲確認	429	
	平成3年度 (1991)	90	II期官衙北地区	範囲確認 (水道管理設工事)	515	国庫補助
		91	II期官衙東南地区	範囲確認	700	
		92	II期官衙東南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	8	
		93	南方官衙西地区	事前調査 (宅地造成)	600	受託
	平成4年度 (1992)	94	南方官衙東地区	事前調査 (宅地造成)	116	受託
		95	II期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助
		96	I期官衙南北地区	範囲確認	540	
		97	II期官衙外郭南辺地区	範囲確認 (道路工事)	114	
	平成5年度 (1993)	98	II期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	国庫補助
		99	I期官衙西部地区	範囲確認	350	
		100	I期官衙南部地区	範囲確認	180	
	平成6年度 (1994)	101	II期官衙中央地区	事前調査 (市道拡幅)	590	市関連
		102	II期官衙中央地区	範囲確認	280	国庫補助
		103	I期官衙西部地区	範囲確認	400	
		104	I期官衙西部地区	範囲確認 (宅地造成)	100	
		105	II期官衙東辺地区	範囲確認 (共同住宅新築)	40	
		106	郡山廃寺東方地区	事前調査 (市道拡幅)	20	市関連
		計	21地区		5,882	
第四次 五ヶ年 計画	平成7年度 (1995)	107	II期官衙中央地区	範囲確認	820	国庫補助
		108	I期官衙西地区	範囲確認 (共同住宅新築)	40	
		109	郡山廃寺南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	32	
	平成8年度 (1996)	110	II期官衙中央地区	範囲確認	900	国庫補助
		111	II期官衙中央地区	範囲確認	180	受託
		112	遺跡西方地区	事前調査 (共同住宅建設)	636	
		113	郡山廃寺東地区	範囲確認	40	
	平成9年度 (1997)	114	II期官衙中央東地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	国庫補助
		115	II期官衙中央地区	範囲確認	550	国庫補助
		116	II期官衙中央地区	範囲確認	270	
	平成10年度 (1998)	117	方四町 II期官衙南東部	範囲確認 (住宅解体新築)	100	国庫補助
		118	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	60	
		119	郡山廃寺北辺・東辺	範囲確認	40	

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m ²)	適用
第四次 五ヶ年 計画	平成10年度 (1998)	120	郡山廃寺東辺・南辺	範囲確認	40	国庫補助
		121	方四町II期官衙中枢部南端	範囲確認	800	
		122	方四町II期官衙中枢部南端	範囲確認	100	
		123	I期官衙南部	範囲確認(共同住宅解体新築)	20	
		124	I期官衙南部	事前調査(宅地造成)	415	受託
	平成11年度 (1999)	125	I期官衙南西部	範囲確認(住宅解体新築)	60	国庫補助
		126	郡山廃寺東部・南辺部	範囲確認	70	
		127	方四町II期官衙中枢部	範囲確認	75	
		128	郡山廃寺南辺部	範囲確認	700	
		129	方四町II期官衙外郭西辺	範囲確認(住宅新築)	70	
		130	I期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	25	
		131	II期官衙東部・I期官衙	範囲確認(住宅解体新築)	15	
	計		25地区		6,068	
第五次 五ヶ年 計画	平成12年度 (2000)	132	郡山廃寺南西部	範囲確認	12	国庫補助
		133	郡山廃寺南東部	範囲確認	180	
		134	方四町II期官衙南東部	範囲確認	390	
		135	I期官衙東辺	範囲確認	218	
		136	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	30	
		137	南方官衙東地区	範囲確認(学校施設建設)	20	
	平成13年度 (2001)	138	南方官衙西地区	範囲確認	2,100	国庫補助
		139	郡山廃寺東隣接地	事前調査(電力施設建設)	74	受託
		140	方四町II期官衙中枢部東	範囲確認(住宅新築)	40	国庫補助
		141	寺院東方建物群東	事前調査(国土交通省建物建設)	78	受託
		142	II期官衙中枢部東	範囲確認(住宅新築)	40	国庫補助
		143	方四町II期官衙東隣接地	範囲確認(住宅新築)	26	
		144	I期官衙西方	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,800	仙台市 関連事業
	平成14年度 (2002)	145	遺跡内東部	範囲確認(住宅新築)	50	国庫補助
		146	郡山廃寺南部	範囲確認	450	
		147	南方官衙西地区	範囲確認(平成15年含む)	470	
		148	方四町II期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	72	
		149	遺跡内東部	事前調査(共同住宅建設)	57	受託
		150	遺跡内南部	範囲確認(水道管埋設工事)	20	国庫補助
	平成15年度 (2003)	151	方四町II期官衙南西隅	範囲確認(用水路改修工事)	20	
		147	南方官衙西地区、 I期官衙東辺	範囲確認 (平成14年度追加調査)	130	国庫補助
		152	I期官衙東辺	範囲確認	185	
		153	遺跡内南部	事前調査(地中線埋設工事)	192	受託
		154	郡山廃寺西辺	事前調査(宅地造成)	66	受託
		155	方四町II期官衙内南西部	範囲確認(用水路改修工事)	530	
		156	方四町II期官衙内北部	範囲確認(住宅新築)	47	
		157	方二町推定寺域西辺	事前調査(市道拡幅工事)	300	
		158	I期官衙中枢部南東側	範囲確認	160	国庫補助
		159	南方官衙西地区	範囲確認(住宅新築)	53	
		160	方四町II期官衙内北東部	範囲確認(住宅新築)	18	
		161	南方官衙西地区	範囲確認(住宅新築)	24	
		162	方四町II期官衙内東部	事前調査(宅地造成)	229	受託
		163	方四町II期官衙内北部	範囲確認(住宅新築)	50	国庫補助
		164	郡山廃寺西辺	事前調査(宅地造成)	280	受託
		165	方四町II期官衙内東部	範囲確認(住宅新築)	51	国庫補助
	計		35地区		9,642	
補足 調査	平成17年度 (2005)	166	方四町II期官衙東辺部	範囲確認	219	国庫補助
		167	方四町II期官衙外郭大溝北西部	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	1,890	仙台市 関連事業
		168	I期官衙中枢部南東側	範囲確認(住宅新築)	90	国庫補助
		169	方四町II期官衙東辺部	範囲確認(住宅新築)	19	
		170	方四町II期官衙東外側	範囲確認(住宅新築)	27	
	平成18年度 (2006)	171	I期官衙中枢部南東側	範囲確認(住宅新築)	112	国庫補助
		172	方四町II期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	28	
		173	方四町II期官衙西側部	範囲確認(住宅新築)	33	
		174	方四町II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	8	
		175	I期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	36	

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m ²)	適用
補足調査	平成18年度 (2006)	176	方四町II期官衙北辺外側	範囲確認(住宅新築)	12	国庫補助
		177	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	24	
		178	I期官衙東辺	範囲確認(住宅新築)	96	
		179	方四町II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	24	
		180	II期官衙北西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	230	仙台市 関連事業
	平成19年度 (2007)	181	方四町II期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	18	国庫補助
		182	方四町II期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	22	
		183	方四町II期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	32	
		184	方四町II期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	31	
		185	方四町II期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	215	
		186	方四町II期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	24	
		187	方四町II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	60	
	平成20年度 (2008)	188	方四町II期官衙東辺	範囲確認(住宅新築)	150	国庫補助
		189	II期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	20	
		190	II期官衙北部	事前調査(市道新設工事)	3,270	市関連
		191	方四町II期官衙西辺	範囲確認(住宅新築)	11	国庫補助
		192	郡山廃寺南辺付近	範囲確認(住宅新築)	3	
		193	方四町II期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	40	
		196	II期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	955	市関連
	平成21年度 (2009)	190	II期官衙北部	事前調査(市道新設工事)	2,160	市関連
		194	南方官衙東地区	範囲確認(住宅新築)	32	国庫補助
		195	南方官衙西地区	事前調査(市道新設工事)	20	
		196	II期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,343	市関連
		197	II期官衙外溝東辺	範囲確認(住宅新築)	18	国庫補助
		198	II期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	30	
		199	II期官衙大溝北辺	範囲確認(住宅新築)	70	
	平成22年度 (2010)	200	II期官衙北西部	事前調査(店舗建築)	300	受託
		201	II期官衙外南西部	範囲確認(住宅新築)	22	国庫補助
		202	遺跡南西部	事前調査(児童館建築)	11	受託
		203	I期官衙北東部	事前調査(水道管理設工事)	60	
	平成23年度 (2011)	204	II期官衙南西部	範囲確認(住宅解体)	立会のみ	国庫補助
		205	II期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	67	
		206	I期官衙南西部	事前調査(宅地造成)	300	受託
		207	I期官衙北辺	範囲確認(住宅新築)	6	国庫補助
		208	郡山廃寺南部	範囲確認(住宅新築)	44	
		209	II期官衙南部	事前調査(宅地造成)	280	受託
		210	II期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	12	
		211	II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	6	
		212	郡山廃寺中央部	範囲確認(住宅新築)	2	
		213	II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	6	
		214	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	4	
		215	郡山廃寺南部	範囲確認(住宅新築)	30	
		216	南方官衙西地区	範囲確認(住宅新築)	56	
		217	I期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	22	
		218	I期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	32	
		219	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	29	
		220	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	37	
		221	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	28	
	平成24年度 (2012)	222	I期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	29	国庫補助
		223	I期官衙東部	範囲確認(住宅新築)	24	
		224	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	6	
		225	I期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	6	
		226	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	21	
		227	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	30	
		228	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	27	
		229	II期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	17	
		230	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	15	
		231	郡山廃寺南部	範囲確認(住宅新築)	39	
		232	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	32	
		233	郡山廃寺南東部	範囲確認(住宅新築)	61	
		234	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	14	
		235	II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	18	

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m ²)	適用
補足調査	平成24年度 (2012)	236	I期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	38	復興交付金
		237	I期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	20	
		238	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	24	
		239	遺跡南東部	事前調査(店舗建築)	28	受託
	平成25年度 (2013)	240	遺跡南西部	事前調査(共同住宅建築)	38	受託
		241	II期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	39	国庫補助
		242	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	26	
		243	遺跡北西部	事前調査(店舗建築)	1,800	受託
		244	遺跡北部	範囲確認(住宅新築)	15	国庫補助
		245	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	39	復興交付金
		246	II期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	63	
		247	郡山廃寺北部	範囲確認(住宅新築)	47	
		248	遺跡北東部	範囲確認(住宅新築)	22	
	平成26年度 (2014)	249	遺跡南西部	事前調査(建壳住宅建築)	15	受託
		250	II期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	15	復興交付金
		251	II期官衙北西部	範囲確認(住宅新築)	16	国庫補助
		252	II期官衙南部	範囲確認(住宅新築)	16	
		253	II期官衙西部	事前調査(建壳住宅建築)	11	受託
		254	II期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	12	国庫補助
		255	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	15	
		256	遺跡南西部	範囲確認(住宅新築)	21	
		257	II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	26	
	平成27年度 (2015)	258	II期官衙西部	事前調査(道路延長工事)	36	受託
		259	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	17	国庫補助
		260	遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	217	受託
		261	遺跡南東部	事前調査(倉庫建築)	20	
		262	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	11	国庫補助
	平成28年度 (2016)	263	II期官衙南東部	事前調査(宅地造成)	108	受託
		264	遺跡東部	事前調査(宅地造成)	4	
		265	II期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	23	国庫補助
		266	遺跡東部	事前調査(共同住宅建築)	16	受託
		267	遺跡南東部	範囲確認(住宅新築)	8	国庫補助
		268	II期官衙北部	範囲確認(住宅新築)	93	
		269	遺跡南端部	範囲確認(住宅新築)	45	
	平成29年度 (2017)	270	II期官衙北部	事前調査(長屋住宅建築)	84	受託
		271	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	12	国庫補助
		272	II期官衙北東部	範囲確認(住宅新築)	9	
		273	II期官衙東部	事前調査(宅地造成)	80	
		274	遺跡東端部	事前調査(長屋住宅建築)	11	受託
		275	II期官衙北部	事前調査(保育所建築)	295	
		276	遺跡南西部	事前調査(事務所兼倉庫建築)	21	
		277	遺跡西部	事前調査(共同住宅建築)	18	
	平成30年度 (2018)	276	遺跡南西部	事前調査(事務所兼倉庫建築)	317	受託
		278	II期官衙南東部	事前調査(宅地造成)	76	
		279	II期官衙西部	範囲確認(住宅新築)	4	国庫補助
		280	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	29	
		281	遺跡東端部	範囲確認(住宅新築)	22	
		282	I期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	36	
		283	遺跡西部	事前調査(長屋住宅建築)	24	受託
		284	I期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	27	国庫補助
		285	I期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	31	
		286	II期官衙東部	事前調査(宅地造成)	135	
		287	遺跡北部	事前調査(道路改良)	5	受託
		288	II期官衙南東部	事前調査(長屋住宅建築)	30	
		289	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	15	国庫補助
		290	II期官衙東部	事前調査(宅地造成)	74	受託
		291	遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	30	
		292	II期官衙南西部	範囲確認(住宅新築)	22	国庫補助
		293	遺跡南東部	事前調査(宅地造成)	89	受託
		294	II期官衙南東部	範囲確認(住宅新築)	22	国庫補助

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m ²)	適用
補足調査	令和元年度 (2019)	295	II期官衙南東部	範囲確認（住宅新築）	18	国庫補助
		296	II期官衙南東部	範囲確認（住宅新築）	15	
		297	遺跡南西部	範囲確認（住宅新築）	13	
		298	II期官衙東部	事前調査（宅地造成）	37	受託
		299	II期官衙中枢部南東側	範囲確認	58	国庫補助
		300	II期官衙外郭西辺	事前調査（長屋住宅建築）	30	受託
		301	II期官衙外郭南辺	事前調査（建壳住宅建築）	30	
		302	II期官衙南西部	範囲確認（住宅新築）	16	国庫補助
		303	II期官衙南西部	範囲確認（住宅新築）	14	
	令和2年度 (2020)	304	II期官衙南東部	範囲確認（住宅新築）	13	国庫補助
		305	II期官衙中枢部南東側	範囲確認	50	
		306	II期官衙南門北側	範囲確認	60	
		307	遺跡東端部	範囲確認（住宅新築）	10	
		308	II期官衙北東部	範囲確認（住宅新築）	23	
		309	遺跡南東部	範囲確認（住宅新築）	14	
		310	II期官衙西部	範囲確認（住宅新築）	28	復興交付金
	令和3年度 (2021)					
	令和4年度 (2022)					
	令和5年度 (2023)					
計		地区			18,951	
総 計						

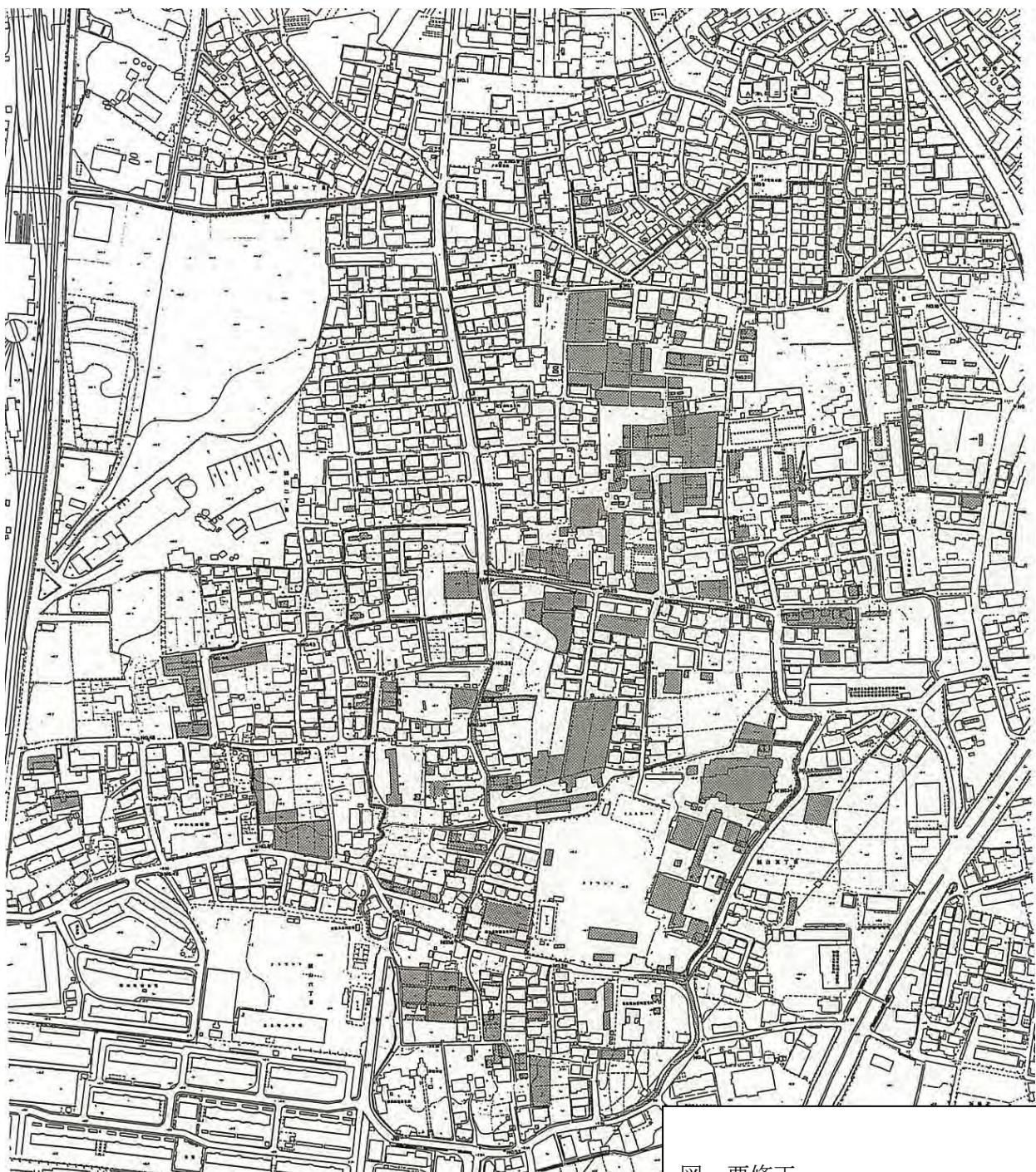


図 要修正

実際の計画では、最新の地図を基に
図を作製する予定です。

第 図 これまでの調査区

4 文化財保護法以外の法令による規制・開発の状況及び関連する計画

(1) 文化財保護法以外の法令

①都市計画法

史跡指定地および史跡を目指す範囲は、「都市計画地域」の市街化区域（「第2種住居地域・第3種高度地区」）に指定されている。郡山遺跡の一部は、「都市計画地域」の市街化区域（「工業地域・高度指定なし」、「商業地域・高度指定なし」、「準工業地域・第4種高度地区」、「近隣商業地域・第4種高度地区」）に指定されている。

②道路法・道路交通法

市道について適用されている。

③屋外広告物条例

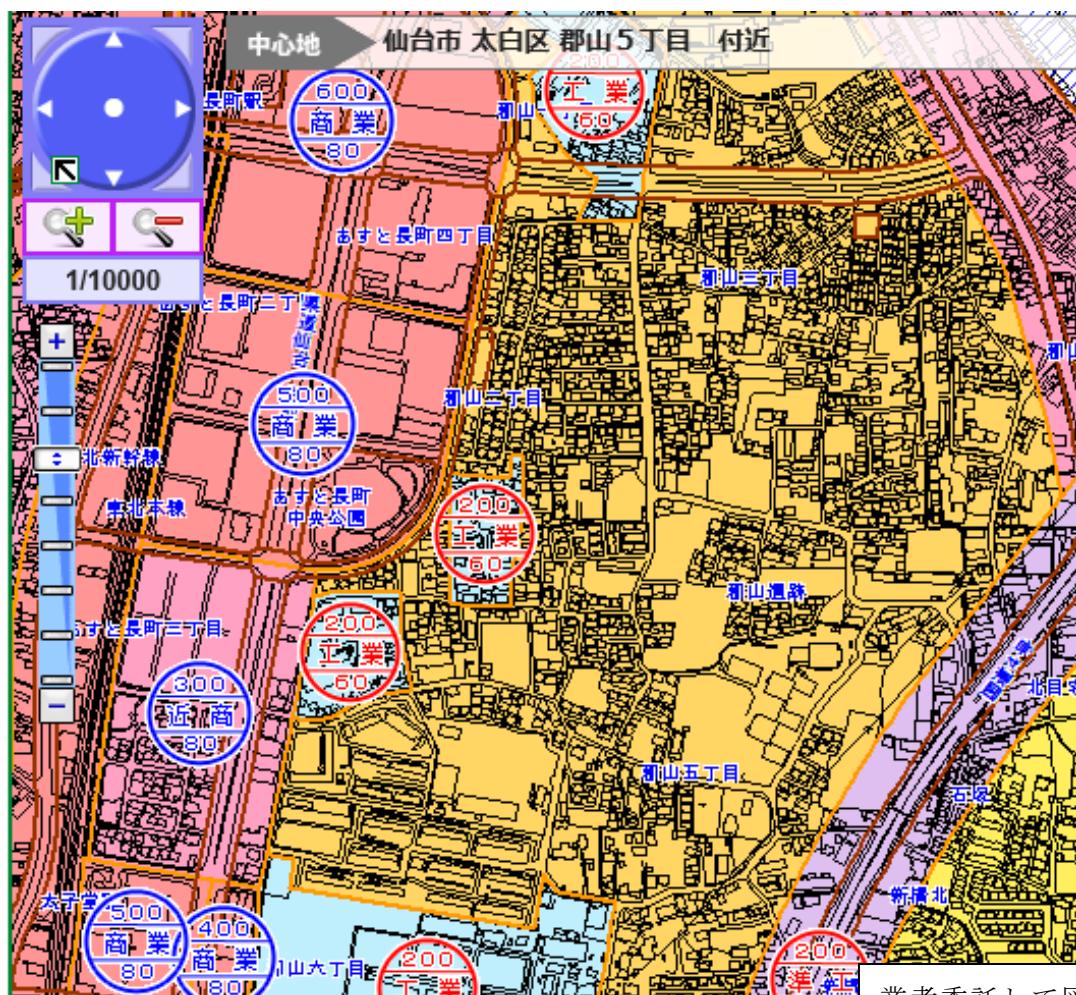
史跡指定地は「禁止区域」、史跡を目指す範囲および郡山遺跡範囲は「禁止区域」および「第二種許可区域」に指定されている。

④広瀬川の清流を守る条例

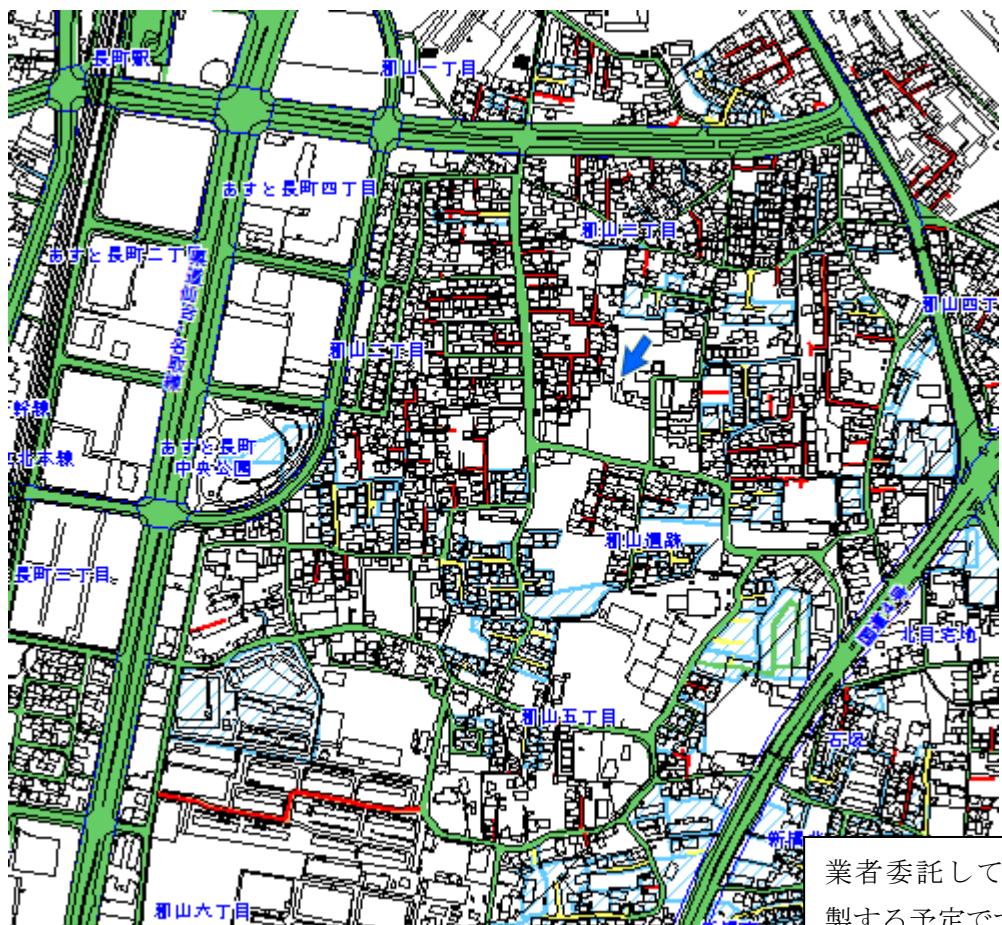
史跡指定地および郡山遺跡範囲の一部が「水質保全区域」に指定されている。

⑤駐車場附置義務条例

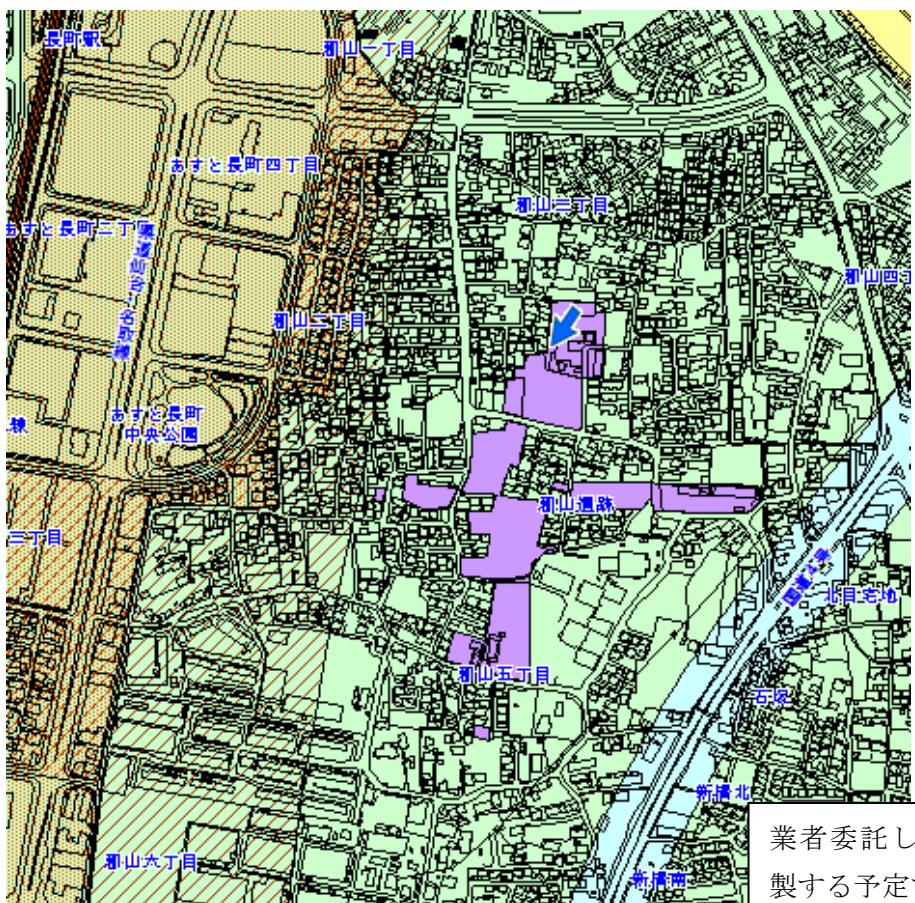
史跡指定地および史跡を目指す範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」、郡山遺跡範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」および「他の商業地域」に指定されている。



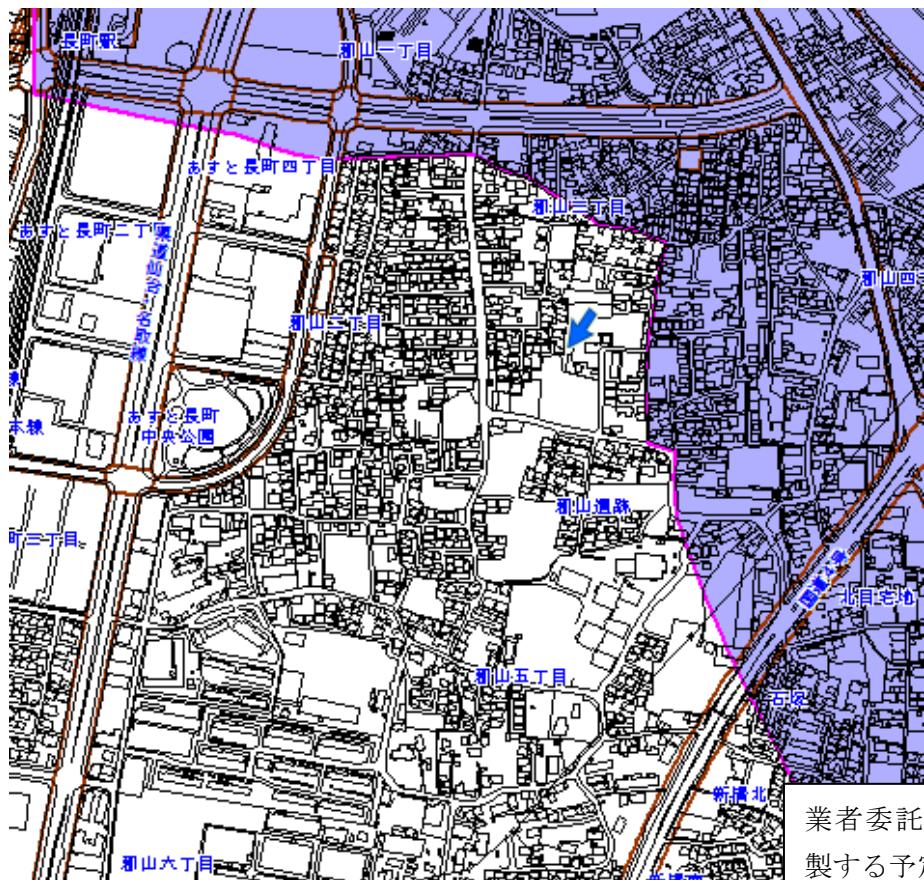
第 図 都市計画法に基づく区域図



第 図 道路図

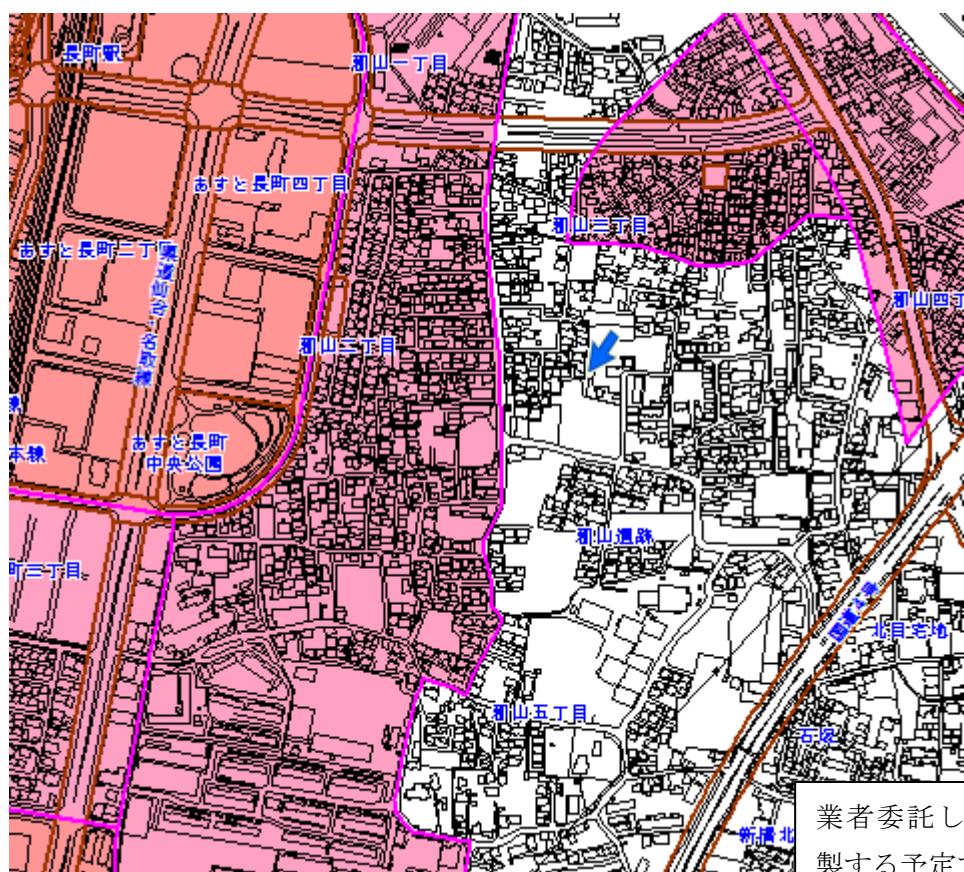


第 図 屋外広告物条例に基づく区域図



第 図 広瀬川の清流を守る条例に基づく区域図

業者委託して図を作
製する予定です。



第 図 駐車場附置義務条例に基づく区域図

業者委託して図を作
製する予定です。

(2) 開発計画

特になし

(3) 宮城県文化財保存活用大綱

平成30年6月の文化財保護法改正を受けて、宮城県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し体系化することなどを目的として、令和3年3月に当該大綱が策定された。その中で、保存・活用に関する現状と課題の一つとして、個別の保存活用計画の変化する社会状況を踏まえた改定の必要性が指摘されている（大綱P17）。また、こうした課題を踏まえた基本方針が4つ示されている（大綱P46）。そのうち、方針2として「文化財の歴史的・文化的意義を地域と共有するとともに、保存・活用の方針を明確にするため、保存活用計画の策定を推進」すること（大綱P52）や、方針3として、地域の社会活動や学校教育の中に意図的に文化財を位置付け持続可能な保存・活用を行っていくこと（大綱P53）などが示されている。

(4) 本市上位計画

① 「仙台市基本計画 2021-2030」（令和3年3月策定）

本市は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」をまちづくりの理念とし、それを具現化する4つの目指す都市の姿の一つとして「学びと実践の機会があふれるまち」（基本計画P9）を掲げている。その実現に向けた諸施策の中で、本史跡をはじめとする「貴重な文化財の保全と活用を進めるとともに、地域の歴史資産への関心を高める取り組みを進めます。」として、「学びを楽しむ環境をつくる」ことを目指しており（基本計画P71）、本史跡もこの施策の一つに位置付けられる。

また目指す都市の姿のうち「杜の恵みと共に暮らすまちへ」（基本計画P7）では、「仙台平野の原風景である居久根やランドマークとなる名木・古木など、みどりの歴史を継承し、活かす取り組みを進めます。」として、「歴史と趣を感じる景観をつくる」ことを目指しており（基本計画P52）、本史跡においても史跡中心部にあるケヤキを活かした整備が求められる。

② 「仙台市教育基本構想 2021」（令和3年3月策定）

本市は、前掲の「仙台市基本計画」の理念を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を教育における基本理念として掲げている。この実現に向けた6つの基本方針のうち、「基本方針V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」で「V-4 豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり」が位置付けられており（基本構想P25），具体的には「歴史・文化資源の発掘・調査・保全を進めるとともに、それらを有効に活用し、市民や仙台を訪れた人が歴史に親しみ、より一層学び、楽しめる機会を創出」することを取組方針として示している（基本構想P57）。

(5) 本市の他の計画との関連

① 「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和3年6月策定）

「基本方針3 みどりを誇りとするまち」の施策の柱の一つとして「⑧歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、継承する」ことが掲げられている。その中の「歴史・文化と調和するみどりの創出・充実」のための施策の一つとして「郡山遺跡整備事業」が位置付けられ、「郡山遺跡を市民が地域の歴史・文化に触れ親しむ場として整備し活用します」としている。

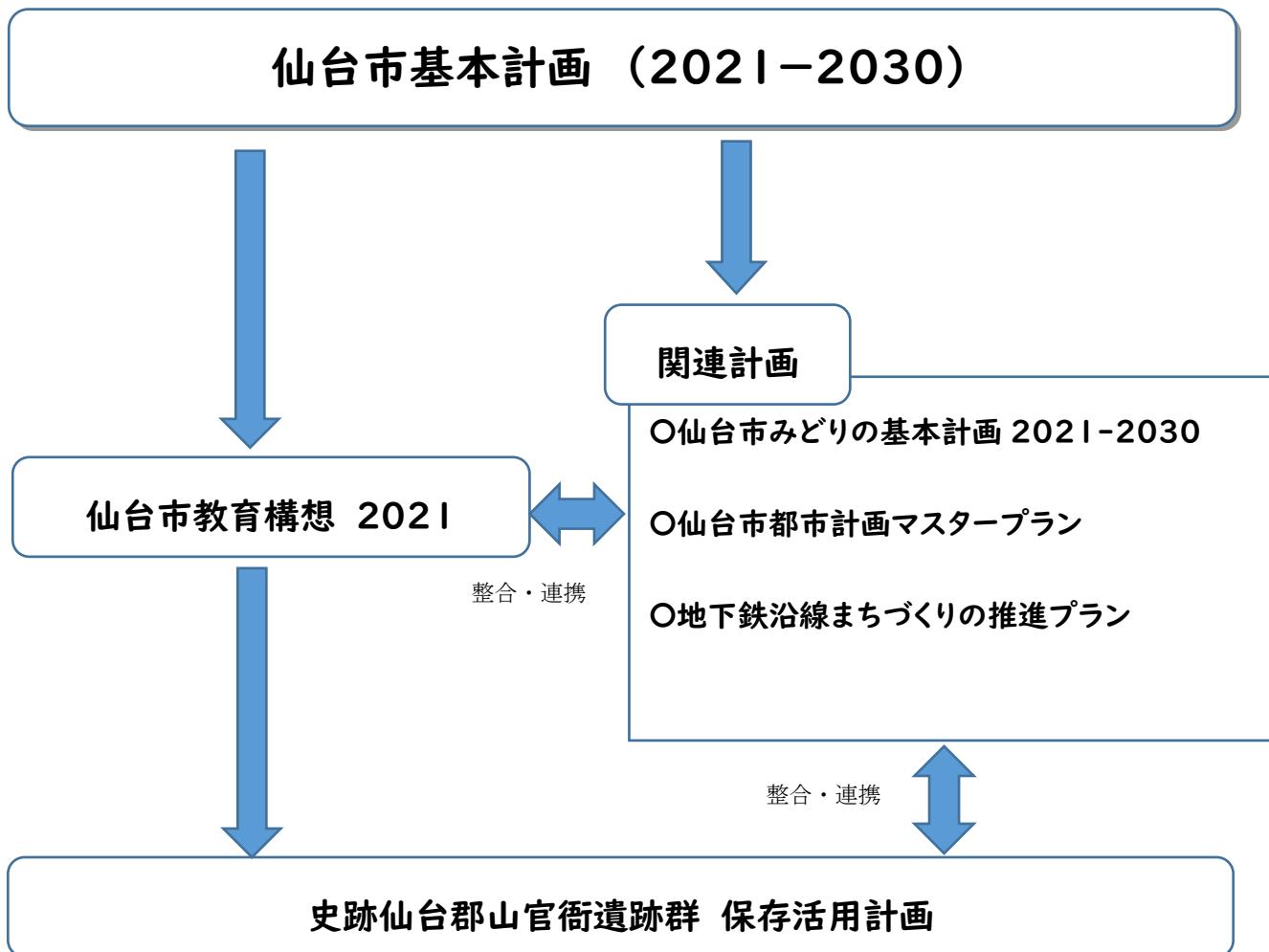
②仙台市都市計画マスタープラン（令和3年3月策定）

都市づくりの目標像として「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”」～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～が掲げられており、「基本方針1：魅力・活力のある都心の再構築」や、「基本方針4：杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」に対して、各部門別の方針の一つとして「歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成」や「みどりと水による潤いのある都市空間の形成」などが挙げられており、本史跡の整備もこの方向性に則って行う必要がある。

③地下鉄沿線まちづくりの推進プラン（令和4年3月策定）

方針1『「安全安心で誰もが快適に暮らしやすいまち」の創造』のうち、方向性③「暮らしの質を高める美しい街並み景観の形成」において、「・・・農村の原風景ともいえる居久根など、これら沿線の美しい地域景観資源の保全を図ります。」（プランP18）とあり、本史跡中心部にあるケヤキもこの施策の一つとして位置付けられる。

また方針3『「多種多様な資源を体験できる魅力的で楽しいまち」の創造』のうち、方向性⑨「沿線の多様な資源に触れることができる空間の形成」において、「市内外から多くの人が訪れ、本市の新たな魅力や交流が生み出されるような、多様な機能・価値を持った開かれた空間の整備等を推進します。」（プランP22）としており、本史跡においてもこの方向性を活かした整備が求められる。



第 図 主な関連計画との関係

第4章 仙台郡山官衙遺跡群の価値と本計画の基本理念

1 本質的価値

大化元(645)年にはじまる大化の改新の後、律令国家は東北地方の蝦夷の住む仙台平野以北の地域に関しても直轄支配地に組み入れようとして次々と城柵を設置した。仙台郡山官衙遺跡群はこのような流れの中で造営され、やがて陸奥国全体の政治・軍事の拠点という役割を持つに至った。この役割は多賀城に受け継がれることになる。

7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国を中心であったことがこれまでの調査で明らかとなった仙台郡山官衙遺跡群は、特別史跡多賀城と勝るとも劣らない歴史的な意義を持ち、地域史にとどまらず日本古代史を語る上で欠くことのできない極めて重要な遺跡である。

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を整理すると次のとおりである。

① 東北古代史のはじまりを象徴する遺跡

- ・全国的にも最古段階に位置付けられる古代の地方官衙である。
- ・律令国家が東北地方太平洋側の支配のために設けた最初期のもので、7世紀から8世紀にかけて日本古代史を解明するのに欠くことができない遺跡である。
- ・I期官衙は太平洋側最古の城柵、II期官衙は多賀城創建以前の陸奥国府と考えられる貴重な遺跡である。

② 律令国家が地方に配置した施設のスケール・様相を示す遺跡

- ・II期官衙は、1辺4町(428m)に及ぶ材木列を四周に巡らし、官衙の南方には、東西120～125m、南北167mの中心伽藍を擁する寺院を配置するなど、古代地方官衙の空間的スケールを示すことのできる遺跡として重要である。
- ・地方にあって、古代における「日本」という国の成り立ちに関わった、飛鳥時代の宮殿域(石組池・石敷・楓の木の広場)を体感できる貴重な遺跡である。

図面・写真 など

※委託で作成可能であれば官衙イメージ図など

③ 古代国家の政策を反映した東北における拠点

- ・Ⅱ期官衙の中枢部にある石組池は、蝦夷が天皇に対する服属儀礼を行った飛鳥石神遺跡の石組池とほぼ同じ構造を持っていることから、これと同様の施設が置かれたものと考えられ、注目される遺構である。
- ・Ⅱ期官衙の構造、建物配置については、日本最初の中国風の都城として造営された藤原宮をモデルにしていると考えられることから、国家的な政策を反映した重要な遺跡である。
- ・空閑地が設けられる構造は、九州（豊前国）において7世紀末から8世紀中葉まで営まれた福原長者原官衙遺跡にもみられ、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした意図が伺える。



石神遺跡の石組池



藤原宮をモデルとした地方官衙遺跡

④ “東北の拠点”である仙台というまちの原点を象徴する遺跡

- ・7世紀前半からの西台畠・長町駅東遺跡などの集落や、向山横穴墓群などの墓域、また8世紀には出来上がっていたと見られる東山道（未発見）などとも関連し、仙台平野南部の動きに大きく影響を及ぼしている。
- ・現在の宮城県域に止まらず、奥羽山脈西側の地方や北東北とも遺物を通じて関連が窺われ、広範囲に影響力を及ぼした重要な遺跡である。

2 本計画の基本理念

仙台郡山官衙遺跡群は、昭和 54（1979）年から継続的に行われてきた発掘調査によって、1300 年の長きにわたり実態が明確にされなかつた歴史に終止符を打ち、文献史料に残らなかつた官衙の存在が明らかになりつつあり、仙台郡山の地から新しい飛鳥時代像を投げかける存在となつた。その位置付けは、東アジア史の中における日本古代国家形成の過程の一つとして捉えるべきものであり、スケールの壮大さは、当時の人々はもちろんのこと、いま目の当たりにしている私たちをも圧倒するものである。本史跡については、7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国を中心であったことがこれまでの調査で明らかになっている。このことは、仙台というまちのあらたな原点として、そして郷土の誇りとして、市民一人ひとりの心に刻まれ、後世へ引き継ぐべきものである。また、新たな仙台の古代史の原点として評価できるだけではなく、国民共有の歴史的文化遺産として、永く後世に継承すべき遺跡である。

仙台市南部の広域拠点として位置づけられるあすと長町地区市街地に隣接する本史跡が、将来にわたり守り伝えられていくためには、近隣住民をはじめとする仙台市民の理解と協力を得ることが不可欠である。しかし、仙台城跡や伊達政宗などの市民になじみのある遺跡や歴史と比べて、飛鳥・奈良時代の遺跡や歴史は、市民に身近なものとはいい難い。今後、本史跡を通して、市民が飛鳥・奈良時代の歴史を体感し、日本という国の成り立ちと自分の暮らすまちが無関係ではないことを理解していただけるような場になることが望まれる。その上で、市民にとっても大切な宝として、世界に発信され、末永く 1000 年先までも守り伝えられていくことが望ましい将来像であり、そのための土台・道筋をつくることができるような保存・活用・整備を行っていく必要がある。

基本理念

案 1：仙台というまちの原点を象徴する 市民の宝 として

1000 年先まで守り伝える 仙台郡山官衙遺跡群

案 2：古代国家形成の壮大さを発信

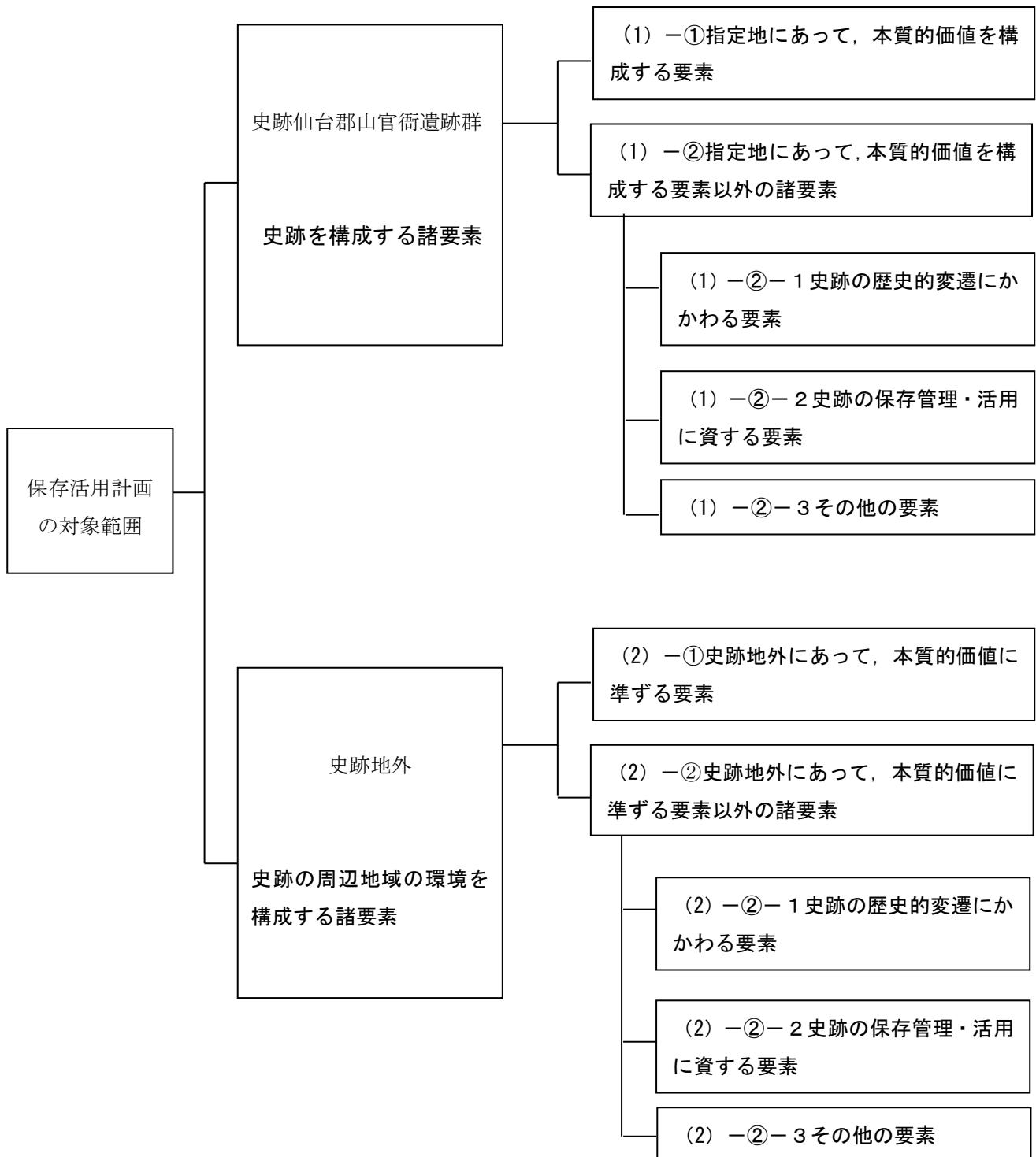
～東北古代史は郡山遺跡からはじまる～

案 3：誇れる “まちの原点” として

守り、活かし、伝える 仙台郡山官衙遺跡群

3 史跡を構成する要素

史跡を構成する諸要素と史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素について、次のように分類した。なお、史跡を構成する諸要素には、指定地にあって本質的価値を構成する要素と、指定地にあって本質的価値を構成する要素以外の諸要素があり、この両者を把握することは保存活用の方法を定める上で重要である。また、史跡周辺の環境を構成する諸要素を把握し、その環境保全について整理しておくことも重要である。



		(1)-① 本質的価値を構成する要素
	指定地にあって、本質的価値を構成する要素	<p>ア 地下に埋蔵されている遺構・遺物 <input type="checkbox"/>遺構:石組池跡、石敷、石組溝跡、掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴住居跡、溝跡、基壇跡、井戸跡等 <input type="checkbox"/>遺物:須恵器(円面硯など)、土師器、瓦(鷲尾など)、木簡、金属製品等 <input type="checkbox"/>イ 遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用</p>
史跡指定地内		(1)-②-1 史跡の歴史的変遷にかかわる要素
		<p><input type="checkbox"/>居久根(いぐね)</p>
		(1)-②-2 史跡の保存管理・活用に資する要素
	指定地にあって、本質的価値を構成する要素以外の諸要素	<p><input type="checkbox"/>郡山遺跡説明板 <input type="checkbox"/>史跡標識 <input type="checkbox"/>調査事務所 <input type="checkbox"/>土地境界杭(標) <input type="checkbox"/>木柵・生垣 <input type="checkbox"/>花壇 <input type="checkbox"/>暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡) <input type="checkbox"/>居久根(いぐね)</p>
史跡の周辺地域(史跡地外)		(1)-②-3 その他の要素
		<p>ア 農耕地等 <input type="checkbox"/>畑地(ビニールハウス) <input type="checkbox"/>イ 民家その他の建築物及び工作物 <input type="checkbox"/>民家及び付属施設 ○学校施設(校庭、プール(昭和48年建築)等) ○市の施設 <input type="checkbox"/>ウ 道路等 <input type="checkbox"/>○市道 ○水路 <input type="checkbox"/>エ その他の人工物 <input type="checkbox"/>電柱・支線 ○埋設管 ○ゲートボール場 ○一時避難所の案内板 ○カーブミラー</p>
	史跡地外にあって、本質的価値に準じる要素	(2)-① 本質的価値に準じる要素
		<p>ア 地下に埋蔵されている遺構・遺物 <input type="checkbox"/>遺構:掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴住居跡、溝跡等 <input type="checkbox"/>遺物:須恵器、土師器、金属製品等 <input type="checkbox"/>イ 遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用</p>
史跡の周辺地域(史跡地外)		(2)-②-1 史跡の歴史的変遷にかかわる要素
		<p>官衙期以外の時代の遺構・遺物 <input type="checkbox"/>縄文時代後期の遺構・遺物 <input type="checkbox"/>弥生時代の水田跡 <input type="checkbox"/>○古墳周溝とみられる溝跡・埴輪 <input type="checkbox"/>○平安時代の水田跡 <input type="checkbox"/>○古代末期の遺構(溝跡)・遺物 <input type="checkbox"/>○中世～近世の遺構・遺物</p>
		(2)-②-2 史跡の保存管理・活用に資する要素
	史跡地外にあって、本質的価値に準じる要素以外の諸要素	<p><input type="checkbox"/>歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近) <input type="checkbox"/>郡山遺跡説明板 <input type="checkbox"/>郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)</p>
		(2)-②-3 その他の要素
		<p>ア 緑地等 ○神社林 ○街路樹 <input type="checkbox"/>イ 農耕地等 ○畑地 <input type="checkbox"/>ウ 民家その他の建築物及び工作物 <input type="checkbox"/>○民家及び付属施設 ○民間施設(商業施設、教育施設、神社等) ○学校施設(校舎、体育館、プール等) ○国の施設 <input type="checkbox"/>エ 道路等 ○市道 ○水路 ○私道 <input type="checkbox"/>オ その他の人工物 ○電柱・支線 ○埋設管 ○公園 ○駐車場 ○カーブミラー ○ガードレール</p>

(1) 史跡を構成する諸要素

① 指定地にあって、本質的価値を構成する要素（第●図）

⑦ 地下に埋蔵されている遺構・遺物

○遺構：石組池跡、石敷、石組溝跡、掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴住居跡、溝跡、基壇跡、井戸跡等

○遺物：須恵器（円面硯など）、土師器、瓦（鷺尾など）、木簡、金属製品等

⑦ 遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

② 指定地にあって、本質的価値を構成する要素以外の諸要素（第●図）

②-1 史跡の歴史的変遷にかかわる要素

○居久根（いぐね）

政府部分に位置するケヤキから成る屋敷林で、史跡地内に残る唯一の緑地。住宅化が進むこの区域において仙台近郊農村の伝統的な風景を織り成している。

②-2 史跡の保存管理・活用に資する要素

○郡山遺跡説明板 ○史跡標識 ○調査事務所 ○土地境界杭（標）

○木柵・生垣 ○花壇 ○暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡）

○居久根（いぐね）

現在生育するケヤキの木は、官衙と直接的なかかわりはないが、天武・持統朝においては飛鳥寺の西の「斎櫛の広場」で蝦夷等の服属儀礼が行われたとされ、石組池の傍らに所在するケヤキ（=櫛）の木は、史跡の本質的価値の理解に資するものと位置づけられる。

②-3 その他の要素

⑦ 農耕地等

○畑地（ビニールハウス）

① 民家その他の建築物及び工作物

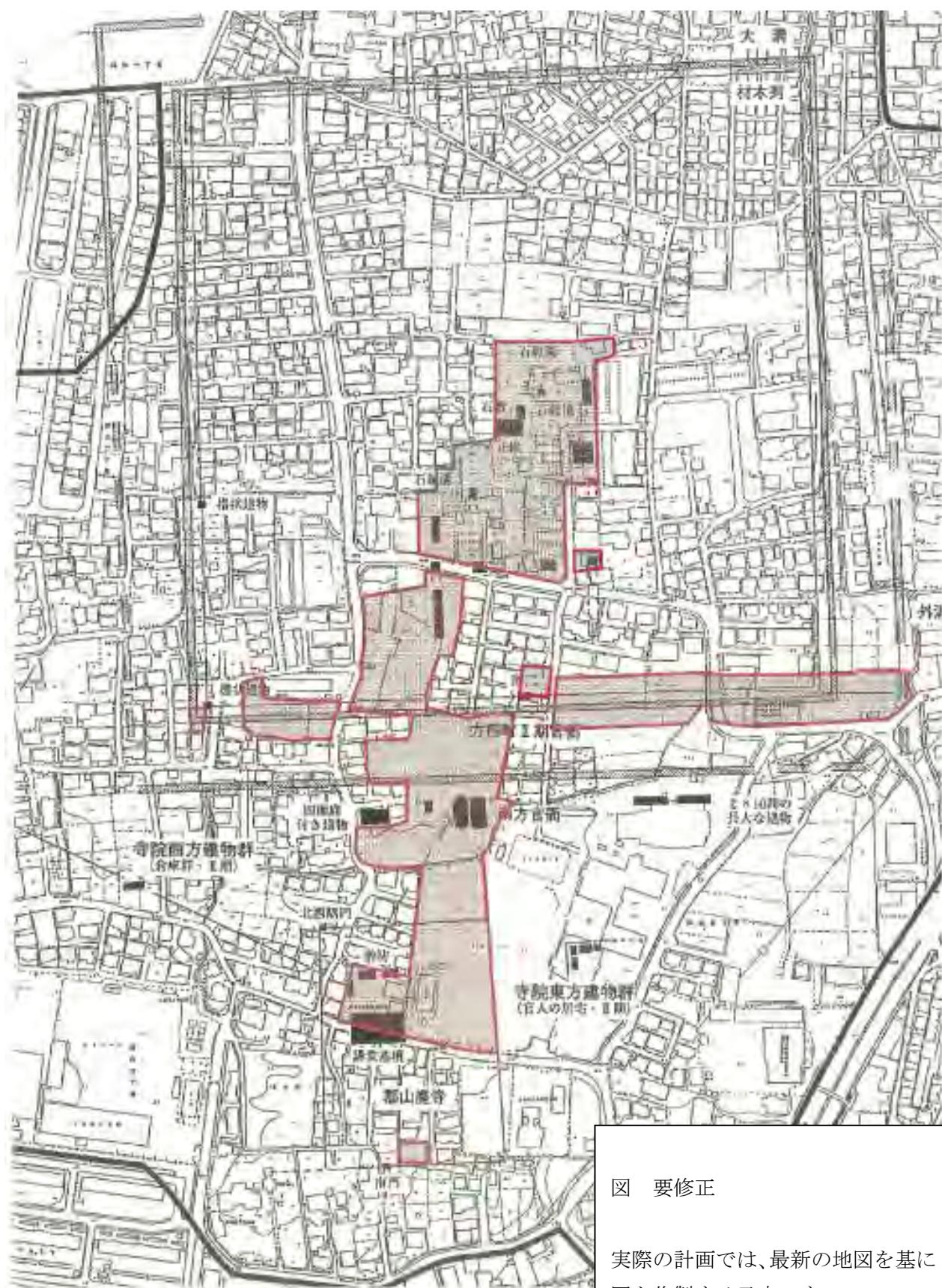
○民家及び付属施設 ○学校施設（校庭、プール（昭和48年建築）等） ○市の施設

⑦ 道路等

○市道 ○水路

⑨ その他の人工物

○電柱・支線 ○埋設管 ○ゲートボール場 ○一時避難所の案内板 ○カーブミラー





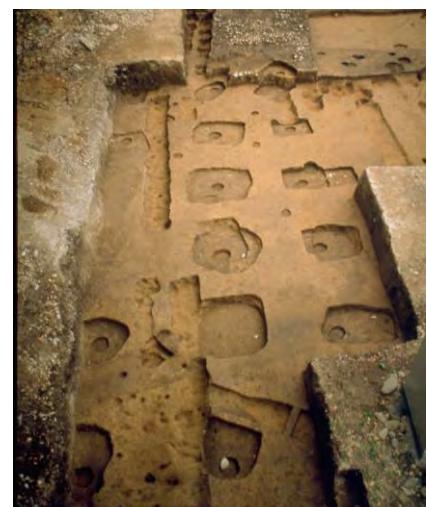
石組池跡



石敷



石組溝跡



掘立柱建物跡（II期官衙正殿）



掘立柱建物跡（II期官衙南門）

・材木列跡(II期官衙南辺)



材木列跡(II期官衙南辺)

写真● 指定地にあって、本質的価値を構成する要素の写真 (1) -①



掘立柱建物跡（櫓状建物）



材木列跡・大溝跡（Ⅱ期官衙南辺）



掘立柱建物跡（南方官衙）



基壇跡（郡山廃寺講堂）



井戸跡（郡山廃寺）



円面硯・刀子・木箋



軒丸瓦



畿内産土師器



土師器・須恵器
(Ⅱ期官衙出土遺物)

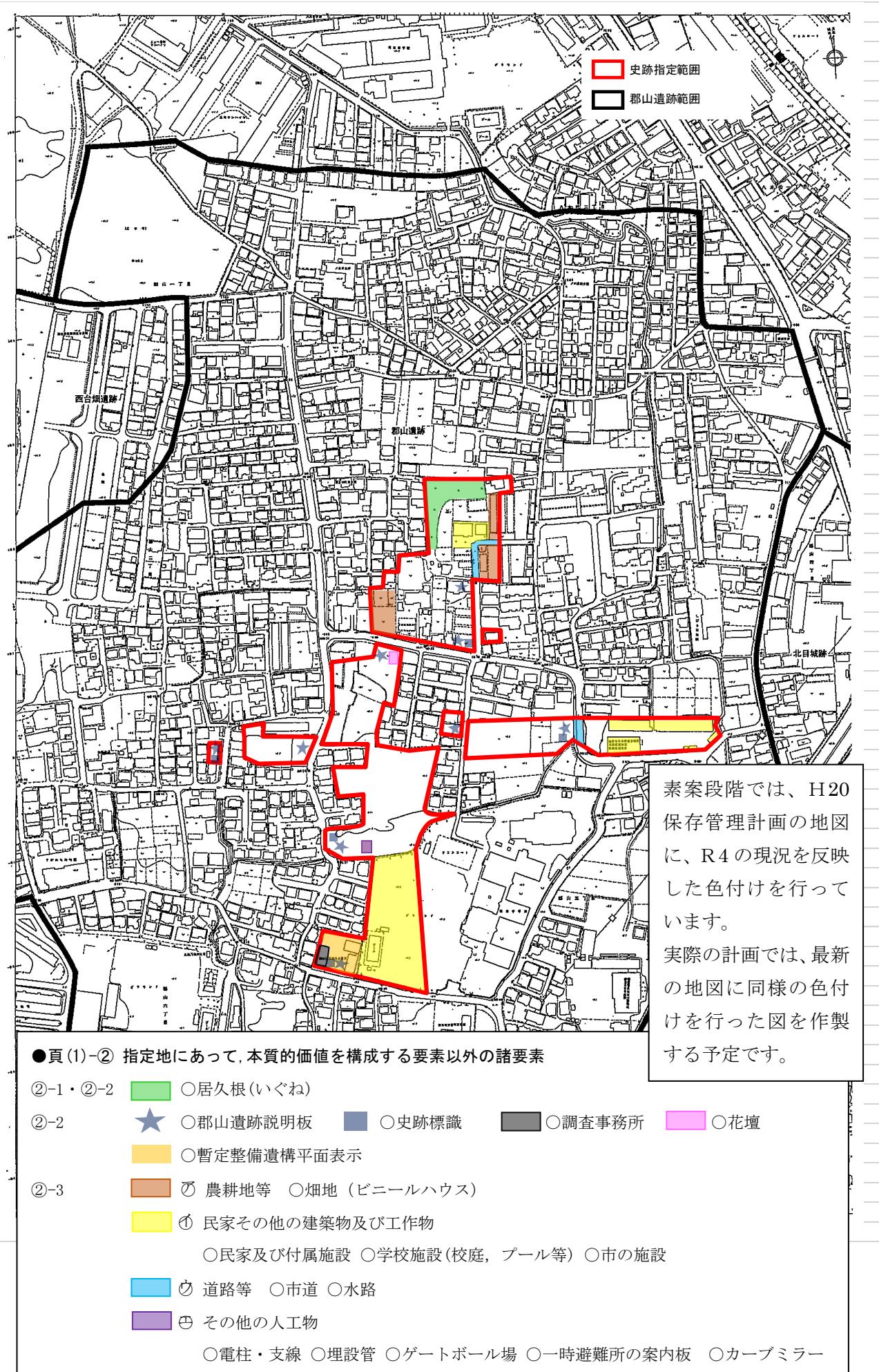


土師器・須恵器
(Ⅰ期官衙出土遺物)



関東系土師器

写真● 指定地にあって、本質的価値を構成する要素の写真 (1) -①



第 図 指定地にあって、本質的価値を構成する要素以外の諸要素(●頁(1)-②)



(1)-②-1, 2 居久根



(1)-②-2 郡山遺跡説明板・
史跡標識



(1)-②-2 調査事務所



(1)-②-2 土地境界標



(1)-②-2 木柵



(1)-②-2 生垣



(1)-②-2 花壇・遺跡説明板



(1)-②-2 暫定整備遺構表示
(郡山廐寺跡・講堂跡)



(1)-②-3 市の施設



(1)-②-3 市道・電柱



(1)-②-3 水路



(1)-②-3 電柱支線



(1)-②-3 ゲートボール場



(1)-②-3 避難所案内板



(1)-②-3 カーブミラー

写真● 指定地にあって、本質的価値を構成する要素以外の諸要素の写真

(1)-②-1 (1)-②-2 (1)-②-3

(2) 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

① 史跡地外にあって、本質的価値に準ずる要素

⑦ 地下に埋蔵されている遺構・遺物

○遺構：掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴住居跡、溝跡等

○遺物：須恵器、土師器、金属製品等

① 遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

② 史跡地外にあって、本質的価値に準ずる要素以外の諸要素

②-1 史跡の歴史的変遷にかかる要素

官衙期以外の時代の遺構・遺物

○縄文時代後期の遺構・遺物 ○弥生時代の水田跡 ○古墳周溝とみられる溝跡・埴輪

○平安時代の水田跡 ○古代末期の遺構（溝跡）・遺物 ○中世～近世の遺構・遺物

②-2 史跡の保存管理・活用に資する要素

○歩道舗装を利用した遺構平面表示（II期官衙外溝の北西隅部付近）

○郡山遺跡説明板 ○郡山中学校校舎内遺構復元表示（官人の居宅と考えられる建物群）

②-3 その他の要素

⑦ 緑地等

○神社林 ○街路樹

① 農耕地等

○畠地

⑦ 民家その他の建築物及び工作物

○民家及び付属施設 ○民間施設（商業施設、教育施設、神社等）

○学校施設（校舎、体育館、プール等） ○国の施設

③ 道路等

○市道 ○水路 ○私道

④ その他の人工物

○電柱・支線 ○埋設管 ○公園 ○駐車場 ○カーブミラー ○ガードレール ○信号機



(2)-① 掘立柱建物跡
(I期官衙中枢部)



(2)-① 掘立柱建物跡
(I期官衙倉庫跡)



(2)-②-1 縄文時代後期の遺構・遺物



(2)-②-1 弥生時代の水田跡



(2)-②-1 古墳周溝とみられる溝跡



(2)-②-1 古代末期の遺構(溝跡)



(2)-②-2 歩道舗装を利用した遺構平面表示



(2)-②-2 郡山遺跡説明板



(2)-②-2 郡山遺跡説明板



(2)-②-2 郡山遺跡説明板



(2)-②-2 郡山中学校校舎内
遺構復元表示(西から)



(2)-②-2 郡山中学校校舎内
遺構復元表示(北から)

写真● 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素の写真 (2)-① (2)-②-1 (2)-②-2

史跡指定の状況や本質的価値にかかる要素の分布状況から、郡山遺跡（一部西台畠遺跡を含む）を次の4つの地区に分類する。

(1) 指定地（下図 赤地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうち、先行して指定された史跡地。II期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿、II期官衙外郭施設（南辺）の材木列・大溝・外溝、郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

(2) 将来指定を目指す範囲（下図 青地部分）

「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定地部分で、II期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

(3) 周辺の官衙域（下図 緑地部分）

(2) の外側に広がるI期・II期官衙域。

(4) その他の地域（下図 黄地部分）

(1)～(3)以外の郡山遺跡地内。

